

平成 29 年度第 7 回つくば市行政経営懇談会

日時：平成 30 年 3 月 15 日(木)10 時 00 分から

会場：筑波銀行セミナールーム

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) つくば市市民参加推進に関する指針（案）について

(2) つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案）について

3 その他

4 閉 会

(配付資料)

資料 1 つくば市市民参加推進に関する指針（案）

資料 2 つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）

資料 3 つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案）

資料 4 つくば市大規模事業を実施する際の事前手続に関する要綱（案）

参考資料 1 第 6 回つくば市行政経営懇談会会議録

参考資料 2 第 6 回つくば市行政経営懇談会御意見対応票

参考資料 3 パブリックコメント意見の概要及び意見に対する市の考え方

参考資料 4 大規模事業実施の流れ

参考資料 5 大規模事業評価の流れ

つくば市市民参加推進に関する指針（案）

平成〇年〇月

つくば市

はじめに

近年、本市では、つくばエクスプレス沿線においては大規模な都市開発が進められ、新たな地域コミュニティが次々と誕生しています。一方で、中心部においては、公務員宿舎やUR都市機構所有地の売却、大型商業施設跡地の利活用などの問題があります。また、周辺部においては、人口減少と高齢化に伴う諸課題が顕在化しています。これらは山積する課題のほんの一部にすぎません。

市制 30 周年を迎え、先進の科学技術と国際化を象徴する都市であり、多様な人々が暮らすつくば市は、市民一人ひとりの主体性が尊重され、だれもが幸々に暮らし、市民であることを誇れるような共生社会の創造を目指していかなければなりません。

本市では、これまで、行政と市民や企業、NPOなどが、まちづくりの役割を分担し、協働していく枠組みとして、「市民協働ガイドライン」を平成 21 年 3 月に策定し、また、平成 24 年 3 月には、市民や行政などの自治における位置づけや役割についてまとめたものとして「つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」を受けるなど、市民と行政の協働に向けた取組を進めてきました。

こうした蓄積をもとに、本市が直面する諸課題を乗り越えていくためには、行政は、より一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において、市民の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の透明性を高めることや、市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何より、日頃から市民がより一層市政に深く関心を持てるように環境を整えることなど、市民参加の機会を拡大するための不断の取組が必要です。

市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一層の市民参加を推進していきます。そのために、行政が市政運営を担うに当たって基本とするべき、市民参加推進に関する指針を策定します。

1 指針の目的

本指針では、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していくことを目的とします。

2 市民参加とは

(1) 市民

本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする法人、団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。

(2) 市政への市民参加

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

①市民が直接的に市政に参加すること

②市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと

本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加のうち「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。

(3) 市民参加の4段階

行政においては、事業や法令等の制度などを「企画・立案、計画」し、「実行」した後に、その状況や結果を「評価・検証」することで、新たな取組や事業等の改善に生かすという、3段階を基本的な流れとしています。

しかし、より行政と市民が一体となって取り組んでいくためには、行政と市民が互いにそれぞれの状況や考え方を「共有」し、「理解」し合える環境づくりが重要です。特に、それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有、理解」を第1段階として加えた4段階とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。

3 市民参加の推進に関する基本的な考え方

(1) 情報の積極的な発信

市民が市政へ理解を深めていくために、市の状況や統計などの基本的な情報だけでなく、行政が抱える課題や検討段階における論点など、市政の実情に関わる情報についても積極的に発信していきます。

情報の発信に当たっては、市民のもとへ、必要な情報が、必要な時に確実に届くように発信すること、かつ、その情報はできるだけ簡易に得られることが重要です。行政は情報を受け取る市民の立場に立って情報を発信していきます。

さらに、市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマを取り入れたイベントや情報発信を行っていきます。

(2) 参加しやすい環境づくり

市民参加の効果を最大限発揮できるように参加しやすい環境を整えることが重要です。

そのために、市民が置かれている状況を十分に考慮した上で、市民参加の取組を行う「時間」や「場所」を決定するなど、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。また、市民の自由かつ多様な意見を集めることができる手法を用いるなど、事業の分野や性質・内容に応じて、市民が参加しやすい方法を十分に検討します。

さらに、子供、障害者、外国人を含めたより多くの意見等を市政に反映させるため、様々な方法で市民参加の取組について周知するとともに、市民ができるだけ簡易に意見を表明できる方法を導入するなどの取組を進めていきます。

(3) 市民意見の積極的な反映

市民から市政へ向けられる意見等についても、行政と市民との間でしっかりと共有していくことが重要であり、市民の意見に耳を傾けることはもちろんのこと、その意見に対して真摯に向き合う姿勢が求められます。

そのために、前例や既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟な発想で市民の意見に向き合い、本当に必要な取組みを分野横断的な視点を持って考えていきます。

また、自らの意見を積極的に表明できない市民の声なき声も積極的に汲み上げ、反映するよう努めていきます。

さらに、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意

見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組も一層推進していきます。

一方で、市民の意見等を事業に反映できなかった場合は、反映できなかった理由とともに、市民に対して丁寧にフィードバックを行っていきます。

4 市民参加の実施

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の分野や内容・性質などから、別表の「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法を参考とし、最適な市民参加を実施していくことを目指します。

特に、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業については、積極的に取組んでいきます。

なお、各段階における主な実施手法を以下に示しますが、従来の手法に捉われず、試行的な取組も検討していきます。

(1) 共有、理解

「共有、理解」段階では、特に行政が有している情報を、適切かつタイムリーに発信していく必要があります。より多くの情報を市民と共有し、市民の市政への理解を深めていくためにも、誰もが使いやすいホームページの作成やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、情報発信アプリの活用など、様々な手法を用いて、必要な情報を、必要な時に、できるだけ簡易に得られる環境を整備していきます。

また、市民の市政への関心を高めるとともに、情報の共有をより密に行うために、公聴会・住民説明会やタウンミーティング、シンポジウムなどの対話型・体験型の市民参加の手法も実施していきます。

さらに、潜在的な市民の声や多様な意見等を把握するために、アンケート調査や窓口、ホームページにおける意見募集など、様々な手法を用いて市民の意見等を集めていきます。

(2) 企画・立案、計画

「企画・立案、計画」段階では、市民が委員となり、策定過程に直接参加できる審議会等や、無作為抽出による市民討議会などが手法の一つとなります。市民から委員を公募する際には、当該案件にかかる意図や背景を理解した上で市民が応募できるように、ホームページやSNS、広報紙などを用いて、審議会等の目的、内容及び委員としての役割などを公表して

いきます。

また、市民が持つ多様なアイデアや意見を政策の中身に効果的に取り入れていくために、ワークショップや、オープンハウスなどの様々な手法により取組を実施していきます。

（３）実行

「実行」段階では、事業を実施している間でも、常に改善を意識し、アンケートやモニター調査等を用いて、より多くの市民意見等を求めていきます。

また、ホームページ等による事業の進捗状況の定期的な公表や、シンポジウム等での実施中の成果の説明を進めていきます。

（４）評価、検証

「評価、検証」段階では、事業の内容や進め方などが効果的かつ効率的であったか評価していきます。この段階での市民参加として、審議会等、公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム等の手法を用いることで、事業に対する市民による評価の機会を充実させていきます。

５ 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証

市民参加を推進するための取組について、毎年度、実施予定及び実施結果を取りまとめ、対象事業の名称や内容、参加の手法、実施時期、意見等の反映状況等を市の広報紙及びホームページ等で公表していきます。

さらに、本指針のもと市民参加の推進が効果的に実施されているか、つくば市行政経営懇談会にて検証を行い、その結果を公表していきます。

また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているか可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果などを指標とします。

なお、本指針についても、５年を超えない期間ごとに検証を行い、その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。

市民参加の主な実施手法

	実施手法	概要
1	審議会等	審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会、懇談会等や要綱等に基づき設置される協議会、懇談会等のことを指します。 また、委員の選考に当たっては、市民委員の公募などを実施することが重要です。
2	市民討議会	市民討議会は、住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が集まり、地域の課題などについて議論する方法です。無作為抽出によって討議会に参加する市民を選ぶことで、より多くの市民が市政に参加する機会を設けることができます。
3	公聴会, 住民説明会	公聴会は、行政が広く市民の意見を求め、それに対して市民が公開の場で意見を述べるものであり、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見を聞く場を指します。 また、住民説明会は、行政が検討する計画や事業について説明し、市民の意見を聞いたり、議論したりする場です。開催に当たっては、全市民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を決めることができます。
4	シンポジウム・ フォーラム	シンポジウム・フォーラムは、ともに、公開の場で意見を述べ討論する方法です。講演や討論のほか、講演者やパネリストと市民との質疑応答を行うことで、市民に対して行政の見解を説明する機会となります。また、行政から市民に課題を投げかけることができるとともに、市民の意見を拾い上げることもでき、相互理解を深められるという効果があります。
5	アイデアソン	アイデアソンは、アイデアとマラソンを掛け合わせた造語であり、特定のテーマについて様々な分野の人々が集まり、グループなどでのディスカッションを通じて新たなアイデアを創り出す取組です。
6	ワークショッ プ	ワークショップは、地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設定案づくりなどを行う際に適した手法です。

7	出前講座	出前講座は、市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に施策や事業を直接説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。
8	タウンミーティング	タウンミーティングは、地域の課題や市政について、行政と市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深める効果があります。
9	オープンハウス	オープンハウスは、パネルの展示やリーフレットなどの資料の配付により、事業やその進め方に関する情報を提供する場です。市民は、パネル展示の内容や事業について市職員に質問することができるほか、コメントカードやアンケートに意見等を記入することもできます。
10	モニター調査	モニター調査は、特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める手法です。モニターとして調査対象となった市民から取組への意見等を提出してもらう取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法もあります。
11	パブリックコメント手続き	パブリックコメント手続きは、市の基本的な計画、条例等を策定するときに、原案を公表し、市民に広く意見を求め、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。
12	ヒアリング	ヒアリングは、団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。
13	アンケート調査	アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査 <u>であり、市民にとって容易に参加できる手法の一つです。</u>
14	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集は、テーマを決めて、市民から意見やアイデアなどを募集するものです。募集方法は、市広報紙、ホームページなどでの広報のほか、学校、事業所、各種団体等と呼びかける方法もあります。

おわりに ー行政経営懇談会からの提言ー

今回の行政経営懇談会は新たに公募による市民代表が加わり、幅広い視点から「市民参加推進に関する指針（案）」について7回にわたって検討を重ねた。これまで懇談会が行ってきた「事務事業の評価」とは異なり、討議の過程に庁内や議会の意見が提出され、議論がいつそう深められた。また、懇談会の活発な討議、提言等に行政側も柔軟に応じて「指針（案）」の修正を行い、委員の意見がかなり反映された内容となった。

以下、懇談会での議論を今後より発展させ、市民参加をより推進していくために、いくつかの課題と提言を記しておきたい。

- 1 行政（首長、職員）は、「情報は原則市民のもの」との立場から、市民参加のすべての段階で情報公開、交流の徹底を図り、市民参加の有効性をいつそう高めていくこと。
- 2 職員一人ひとりには市民参加の意味を理解し、それに対応できる意識改革と能力開発を進めること。
- 3 市民一人ひとりには市民参加の主体たる自覚をもち、住民自治を具体化できる「豊かな政策形成能力」（市民力）を育んでいくこと。
- 4 市民参加の実施方法については、他の自治体の制度等を参考に、たえず現状の点検・評価に努めること。
- 5 市政（行政、議会）は市民参加推進に関する議論をさらに深め、協働、自治のあり方も含めて市民参加の条例化を図ること。

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、附属機関の委員及び懇談会等の構成員（以下「委員等」という。）の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関であって、当該附属機関の設置に係る法律又は条例に委員の一部を市民のうちから任命する旨が規定されているものをいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議であって、当該会議の開催に係る要綱その他の規程に構成員の一部を市民のうちから選任する旨が規定されているものをいう。

（委員等の任命又は選任）

第3条 市長その他の執行機関は、委員等を任命し、又は選任するときは、市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）のうちから募集し、又は委員等の候補者として登録された者のうちから選考することにより行うものとする。

（委員等の募集）

第4条 市長その他の執行機関は、市民のうちから募集をして委員等を任命し、又は選任する場合は、広報つくば及び市のホームページに次に掲げる事項を掲載し、おおむ

ね2週間以上の応募期間を設けて委員等を募集するものとする。

- (1) 附属機関又は懇談会等の名称、目的及び内容
- (2) 委員等の役割
- (3) 任期又は開催期間及び報酬又は謝礼
- (4) 会議の開催予定回数及び時期
- (5) 委員等の募集人数、応募資格、応募方法及び応募期間
- (6) 委員等の選考方法
- (7) その他委員等の募集に関し必要と認める事項

2 前項の規定により募集する場合は、附属機関又は懇談会等の庶務を担当する部署の長（以下「庶務担当部署の長」という。）は、あらかじめ附属機関の設置又は懇談会等の開催の目的に応じて応募資格を定め、並びに募集要項及び選考基準を作成しなければならない。

3 第1項の規定により募集した場合は、庶務担当部署の長は、同項の規定により任命し、又は選任するための選考委員会を設置しなければならない。

4 第1項第6号に規定する委員等の選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする。

（委員等候補者の登録）

第5条 市長は、2年ごとに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で当該年の4月1日現在において18歳以上のものの中から無作為に抽出した者に、委員等の役割等を記した通知を送付し、委員等の候補者として登録することに同意した者の名簿を作成するものとする。

（市民委員の委員等に占める割合）

第6条 この要綱により市民のうちから募集して委員等に任命し、又は選任する者（以下「市民委員」という。）の委員等に占める割合は、おおむね3割を目途とする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（委員等の選考方法の選択）

第7条 庶務担当部署の長は、第4条の規定による委員等の市民募集をするか、又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任をするかのいずれかを選択して委員等の選考を行うものとする。

2 庶務担当部署の長は、前項の規定によりいずれかの方法を選択したときは、市民委員選考実施報告書（様式第1号）により選考方法の内容を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

（委員等の選任等留意事項）

第8条 市長その他の執行機関は、市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) つくば市職員及びつくば市議会議員は任命し、又は選任しないこと。
- (2) 同一の附属機関又は懇談会等で再任する場合は、連続する2期又は2か年度までとすること。
- (3) 他の附属機関又は懇談会等の委員等（市民委員に限る。）を併任する場合は、2つまでとすること。

（市民委員への事前説明）

第9条 庶務担当部署の長は、附属機関の会議又は懇談会等を開催する前までに当該会議のスケジュール、目的、内容等について市民委員に対して説明を行うものとする。

（委員等の再募集）

第10条 市長その他の執行機関は、第4条の規定により委員等の市民募集をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による委員等の市民募集又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任を行うものとする。ただし、第4条の規定により委員等の市民募集をする場合で広報つくばに掲載する時間的余裕がないときは、広報つくばへの掲載を省略することができる。

- (1) 応募がなかったとき又は応募者数が市民委員として募集した人数に達しなかったとき。
- (2) 選考の結果、市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(選任等結果報告及び公表)

第11条 庶務担当部署の長は、この要綱により委員等を任命し、又は選任したときは市民委員選任等結果報告書(様式第2号)により任命し、又は選任した結果を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

2 政策イノベーション部企画経営課長は、前項の規定により報告があった場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法によりその旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、平成30年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

政策イノベーション部企画経営課長 様

所属長

市民委員選考実施報告書

下記のとおり附属機関又は懇談会等の市民委員の選考を実施しますので報告します。

記

1 附属機関又は懇談会等の名称	
2 附属機関又は懇談会等の目的及び内容	
3 市民委員の役割	
4 任期又は開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 募集人数	人
6 応募資格	
7 報酬又は謝礼	
8 開催予定回数	回

9 開催予定時期	
10 選考方法	
11 応募方法	
12 応募期間	
13 その他	
14 連絡先	(担当者 :)

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

政策イノベーション部企画経営課長 様

所属長

市民委員選任等結果報告書

下記のとおり附属機関又は懇談会等の市民委員を任命し，又は選任しましたので報告します。

記

1 附属機関又は懇談会等の名称	
2 附属機関又は懇談会等の目的及び内容	
3 募集人数	人
4 応募人数	人
5 任命又は選任人数	人
6 任命又は選任者氏名	

7 任期又は開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
8 備考	
9 担当者氏名	(内線：)

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案）

平成〇年〇月
つくば市

【修正箇所について】

- ・ 言葉や文章の追加・修正後 →
- ・ 言葉や文章の修正前 → （下線）

1 背景及び目的

(1) 背景

つくば市では、これまでつくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ，市役所本庁舎，消防庁舎，小中一貫校の建設など，様々な大規模事業を進めてきました。

このような中，平成 25 年 5 月「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり，平成 27 年 2 月「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で，同年 8 月住民投票が実施され，同年 9 月に当該事業を白紙撤回することとなりました。

これを受けて，平成 29 年 1 月当該事業の調査・検証を行うため，総合運動公園事業検証委員会を設置し，同年 4 月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では，今後の市政運営に関して 7 項目の提言がされ，今後，市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

総合運動公園事業検証委員会報告書より

(今後の市政運営への提言)

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い，市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと。
- 2 事業計画，基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと。
- 3 財源，市の財政負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること。
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備，プロセスの透明化を図ること。
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示，説明を行うこと。
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること。
- 7 事業計画や用地取得の段階において，「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと。

【修正なし】

(2) 目的（必要性）

(修正前)

行政経営により効率的,効果的に取り組むためには,事業を行う際に様々な実施手法の検討が必要となります。特に,大規模事業の実施に当たっては,将来の市民生活への影響が大きいことから,事業の必要性,妥当性等について,市民や専門家からの意見や助言を求めた上で,慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに,この対応方針決定までの一連の過程を公表することで,意思形成過程の透明化を図り,市民への説明責任を果たすことが重要です。

また,大規模事業は,市民の関心が高い上,市の財政に与える影響も大きく,特に,大規模な土地の購入や建築物の整備などは,一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

このようなことから,今後の大規模事業の進め方について,事業の実施過程の透明性の向上と効果的で効率的な事業実施を図るため,本基本方針を策定し,全庁的に取り組んでいきます。

(修正前)

2 大規模事業とは

市が事業主体となって実施する事業で総事業費(用地取得を含む。)が10億円以上の施設整備事業(※)とします。

ただし,市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については,本基本方針の適用を受けるものとします。

※ 施設整備事業とは,市が事業主体となって実施する一般公共施設(つくば市公共施設白書による分類)の整備事業のことをいいます。

(2) 目的（必要性）

(修正後)

※全体的に文章を整理しました

行政経営の視点から効率的かつ効果的に事業に取り組むためには,様々な実施手法の検討が必要となります。特に,大規模事業は,市民の関心が高い上,市の財政や市民生活への影響も大きく,大規模な土地の購入や建築物の整備などは,一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

そのため,大規模事業の実施に当たっては,民意の適切な把握を行い,事業の必要性,妥当性等について,市民や専門家からの意見等を求めた上で,慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに,この対応方針決定までの一連の過程を公表することで,意思形成過程の透明化を図り,市民への説明責任を果たすことが重要です。

このようなことから,市では,今後の大規模事業の進め方について,事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図るため,本基本方針を策定し,全庁的に取り組んでいきます。

(修正理由)

行政経営懇談会及び庁内検討会議の意見を踏まえ,文章を整理しました。

(修正後)

2 大規模事業の定義

※項目名・定義注釈の修正

大規模事業とは,市が事業主体となって実施する事業で総事業費(用地取得を含む。)が10億円以上の施設整備事業(※)とします。

ただし,市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については,本基本方針の適用を受けるものとします。

※ 施設整備事業とは,学校,公園,福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設(インフラ施設(道路,橋りょう,上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。))を除く。)の整備事業のことをいいます。

(修正理由)

「施設整備事業とは」について,具体的に記載しました。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 積極的な情報提供及び民意の適切な把握

(修正前)

市民に大規模事業への関心を持ってもらい、市民ニーズに即した事業を行うためには、市民意識の把握だけではなく、市から市民への積極的な情報提供が欠かすことができません。

市は、事業の進め方、必要性や効果、事業を実施するに当たっての課題、事業を行うことにより将来どのような影響があるかなどの必要な情報提供を、十分な機会と期間を確保して行い、市民と出来る限り情報を共有することで、互いに理解を深めていくことが必要です。

このような取組が市民との信頼関係の醸成にもつながり、事業を企画立案する段階から実施する段階までのプロセス全体に好ましい影響を与えられます。

(1) 民意の適切な把握

※全体的に文章を整理しました

(修正後)

大規模事業を進めるに当たっては、常に民意を適切に把握していくことが重要です。

そのため、市民への積極的な情報提供及び適切な市民ニーズの把握を行い、事業の目的や進め方など必要な情報を市民と共有し、互いに理解を深めながら事業を進めていきます。

このような進め方を行うことで、市民ニーズを踏まえた、市民にとって満足度の高い事業を行うことができるとともに、市民との信頼関係の醸成が図られます。

(修正理由)

民意（事業を行うかどうかの市民の総意）を把握するために、積極的な情報提供と適切な市民ニーズの把握が必要であるとの考えに整理し、積極的な情報提供と民意の適切な把握を分けて記載することとしました。

(追加)

①積極的な情報提供

市は、大規模事業を進めるに当たり、事業の進め方、必要性や効果、課題、事業実施による将来への影響など、市民に必要な情報提供を十分に行います。

さらに、市は、事業計画等を策定した際には、計画内容（事業規模、整備場所、財源確保の見通し等）について、市民や議会に対し、適宜、適切に説明するなど必要な情報提供を行います。

特に、大規模事業の場合は、将来にわたり市の財政負担が大きくなることが予想されることから、事業に要する財源については特定目的基金などの確実なものと補助金や市債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにします。

②適切な市民ニーズの把握

（修正前）

事業の目的や内容によって、市民の関心の度合いは様々であるため，市は，幅広い市民参加を求めることに努めます。情報提供や民意を把握するための手法は様々なものがあるため，市民が適切に参加できるよう目的や内容に応じた有効な手法を選択します。

また，潜在的な意見も含め多くの市民の意見を把握するために，一つの手法だけでなく，いくつかの手法を組み合わせで行います。

③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

市民ニーズに即した事業を行うためには，市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりも重要であることから，次の点に留意します。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は，市民が自らの意見等を表明するための機会と期間を確保することにより，市民とコミュニケーションを図り，フィードバックを受けながら，企画・立案を行い，より市民ニーズに即した事業に繋げていきます。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は，市民意見等を尊重し，寄せられた意見等を十分に考慮して判断します。また，意見等が採用できない場合には，具体的な理由を丁寧に説明します。

②適切な市民ニーズの把握

※全体的に文章を整理しました

（修正後）

市は，常に市民の声に耳を傾けるとともに，住民説明会やワークショップ，アンケート調査など，事業の目的や内容に応じた有効な手法を選択し，幅広い市民参加を求めることで，適切な市民ニーズの把握を行います。また，市は，市民が積極的に意見を述べることができるよう，一つの手法だけでなく，いくつかの手法を組み合わせるなど，潜在的な意見も含め，多くの市民ニーズの把握を行います。

（修正理由）

修正前の記載が市民参加に関する内容となっていたため，具体的な手法をあげて，市民ニーズの把握に内容を修正しました。

【修正なし】

（２）事業の客観性及び透明性の確保（大規模事業評価制度）

大規模事業の実施に当たり市民の理解を得るためには、事業の客観性を高め、事業内容を市民ニーズに即したものとしていくことが重要です。

市は、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図るため、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入します。

また、事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施します。

さらに、再評価において、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中であっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」を検討します。

① 事業評価の考え方【修正なし】

事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。

評価を実施するに当たっては、評価の視点（事業の必要性、妥当性、優先性、有効性等）を設けて実施します。

特に、用地取得を伴う場合は、用地の選定過程（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）の客観性や妥当性を評価するとともに、土地の鑑定評価についても、合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価します。

なお、災害復旧事業等の緊急を要する事業など、大規模事業評価の対象外とする事業は、（仮称）つくば市大規模事業評価実施要綱により定めます。

② 評価結果の公表【修正】

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表し、~~市民の意見を事業内容の見直しや改善につなげるとともに、~~市の説明責任を徹底することで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

【修正なし】

（修正）

② 評価結果の公表

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表し、市の説明責任を徹底することで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

（修正理由）

評価の中では、事業計画等への市民意見の反映などの確認であって、評価自体に対する市民意見は制度として求めないため削除しました。

つくば市大規模事業を実施する際の事前手続に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、大規模事業に関し、事業着手前の段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価するとともに、その結果を公表することにより、大規模事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設整備事業 学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業をいう。
- (2) 大規模事業 総事業費（用地取得費を含む。）が10億円以上の施設整備事業をいう。
- (3) 評価 施設整備事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断して決めることをいう。

（評価対象事業）

第3条 評価の対象となる事業は、大規模事業とする。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 災害復旧事業その他緊急を要する事業
- (2) 既に都市計画決定されている事業
- (3) インフラ施設に係る不可分な事業
- (4) 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業
- (5) 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- (6) 国、県等と一体となって効果を発揮する事業又は共同で実施する事業

2 市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については、前項の規定にかかわらず、評価の対象とする。

(評価時期)

第4条 市長は、原則として事業の目的、規模、基本的機能、候補地、全体事業費及び事業の効果を含む事業に関する基本的な構想が定まった後、かつ、事業実施に必要な事業費に係る予算要求前までに評価を行うものとする。ただし、市長は、国庫補助事業及び交付金事業にあつては国、県等への事業採択の要望（概算要望を含む。）を行う前までに、都市計画決定を伴う事業にあつては都市計画決定の手続の前までに評価を行うものとする。

(評価の視点)

第5条 評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める視点から行うものとする。

- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び実施する必要性その他必要な視点
- (2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性その他必要な視点
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 事業の有用性及び有効性
- (5) 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性、事業採算性その他必要な視点
- (6) 環境及び景観への配慮 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮その他必要な視点
- (7) 地域社会への影響 経済波及効果その他必要な視点

(評価実施方針の案の作成)

第6条 市長は、評価の対象事業（以下「対象事業」という。）を市長が別に定める手続により決定したときは、対象事業ごとに評価の時期、評価の視点、評価の方法等を記載したつくば市大規模事業評価実施方針（以下「評価実施方針」という。）（様式第1号）の案を作成するものとする。

(評価実施方針の決定)

第7条 市長は、前条の規定により作成した評価実施方針の案について、（仮称）つくば市大規模事業外部評価委員会条例（平成 年つくば市条例第 号）第 条の規定に基づく（仮称）つくば市大規模事業外部評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 市長は、委員会から意見があった場合は、当該意見を尊重した上で評価実施方針を決定し、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該評価実施方針を公表するものとする。

（自己評価調書の作成）

第8条 市長は、前条第2項の規定により決定した評価実施方針に基づき、対象事業ごとに事業概要、評価項目等を記載したつくば市大規模事業自己評価調書（以下「自己評価調書」という。）（様式第2号）を作成するものとする。

（評価会議）

第9条 前条の規定により作成された自己評価調書について行政内部による評価を行うため、大規模事業内部評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

2 評価会議は、市長が招集する。

3 評価会議は、座長及び座員をもって構成する。

4 座長は、●●の職にある者をもって充て、会務を総理する。

6 座員は、●●をもって充てる。

7 座長は、評価会議の議長となる。

8 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する座員がその職務を代理する。

（自己評価調書等の公表）

第10条 市長は、自己評価調書及び評価会議の評価の内容を市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（委員会による審議）

第11条 市長は、自己評価調書及び前条に規定する評価会議の評価の内容について委員会に諮問するものとする。

2 委員会は、諮問を受けた事項について審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(対応方針の決定)

第12条 市長は、前条第2項の規定による答申を尊重し、対象事業を実施するかしないか等の方針（以下「対応方針」という。）を決定するものとする。

2 市長は、対応方針を決定した場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該対応方針及び前条第2項の規定による答申その他必要と認める事項を公表するものとする。

(再評価)

第13条 市長は、前条第1項の規定により対応方針を決定した後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合には、再び評価を行うものとする。この場合においては、第6条から前条までの規定を準用する。

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

会 議 録

会議の名称		第 6 回行政経営懇談会		
開催日時		平成 30 年 1 月 16 日 開会 14 : 00 閉会 16 : 30		
開催場所		東京ガス株式会社つくば支社 大会議室		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，小玉 喜三郎，中村 紀一，根本 一城，古久保 みどり，堀 賢介，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，吉岡企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，栗島主事，和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	5 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

○事務局 それでは平成29年度第6回行政経営懇談会を開会いたします。

それでは議事のほうに早速入りたいと思いますが、進行のほうは中村座長のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長 それでは、第6回のつくば市行政経営懇談会を始めたいと思います。

まず、本日の予定を申し上げたいと思います。議事日程にもありますように、1、市民参加推進に関する指針について 2、大規模事業の進め方に関する基本方針について、この2つについて、今日は議論することになります。本日の会議ですけれども、午後4時半を予定しておりますけれども、できるだけ能率的に終われば、というふうに考えております。

まず会議の公開、非公開についてですけれども、原則公開しておりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 次に、本日の配付資料の確認をいたしたいと思いますけれども、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 それでは、配付資料の説明をさせていただきます。

【資料確認】

○座長 皆さん、資料はございますでしょうか。

それから本日欠席の委員が修正案というのをこちらに提出されているのですけれども、皆さん、お持ちですよ。それから、つくば市の状況というこの資料、これもありますか、皆さん。

それでは、議事に入ります。

まず第1番目に、市民参加の推進に関する指針について、です。

それでは、事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○事務局 （資料1、2に基づき説明）

○座長 どうもありがとうございました。事務局の方から指針とそれから要綱について説明をいただいたのですけれども、最初に、市民参加推進に関する指

針のほうから始めたいと思います。今回は、一応ここでまとめて、2月2日から3月5日のパブリックコメントに出せるような形でまとめたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「はじめに」のところから少しやっていきましょ。資料1の「はじめに」というところですけども、「はじめに」のところについて、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

どうぞ。

○委員 市民中心のというふうに直されたのですけれども、私たちは中心に据えられるようなものなのかなと。市民が主体で、市政というのは動いていくのではないのかなというふうに思っ、ちょっとこの言葉が嫌だなと。うまく表現できないのですけれども、嫌だなと思ったのです。市民に寄り添う市政って、一見ちょっと優しい言葉のようですが、市政というのは、市民がいるからこそ、市民のためにあるものであって、わざわざ寄り添うと断らなければいけないほど、今市民と市政って乖離しているのでしょうかと。何か、やってやっているんだぞみたいな感じがして、私はこの表現、実は余り好きではないのです。これ、市長の立場で言うのだったら、それはそれでいいのかなと思うのですけれども、行政がこれを言っはいけないでしょうみたいな感じが私はしたので、ちょっとこの言葉が嫌です。すみません、うまい表現が思いつかないので、こんな言葉で申しわけないのですけれども。ちょっと嫌な言葉だったと思います。

○座長 どうぞ。

○委員 市政運営の主体は行政だということは大前提として異論はないと思うのです。

○座長 市政運営の主体が行政。

○委員 実際に運営をするのは行政だという、ただ、その何をする、その中身のことを考えるのと、その実際に運営していく主体が行政だということは、分けて考えるべきものではないかと思っ、これを変更した理由を書いてくださ

っているのですが、そこにちょっと混乱があるような気がして、別に行政が主体ですという、その運営機関としての行政を否定するつもりは誰も今のところ少なくともないわけで、遠い将来、市民が運営していくようなことがあるのかもしれないけれども、現時点では、そういうことまでは考えていないわけですから、行政が運営をしていくのですが、その運営の中身について、市民主体で考えてほしいということを繰り返し言ってきたのだと思うのです。私も中心ではなくて、やっぱり主体、主権者は市民ということだと思うので、それも別に否定なさる方はいらっしゃらないのではないかと思いますのですが、そこがちょっと混乱していて、言葉だけを変えてしまったような感じがして、どこにも対立はないのに、どうしてかなと。あるいはもし、私が思い及ばないところでどうしても、例えば、庁内にそういうことはないと思いますけれども、主権者が市民だなんてとんでもないという強い声があるとか、そういう特殊な事情があるならわかりませんが、主権者は市民ですねということは、「はい」だろうし、運営主体は行政ですよ、行政が運営していくのですよねというところも、はい、お願いしますということにはなるのだと思うので、そこを分けた形で、でもやっぱりその行政の中身、市政の中身を主権者が主体的に決めるものですよねというところを、何とか文字として表現して「はじめに」に入れていきたいという強い思いで今日は来ました。

○座長 この箇所以外にありますか。ちょっと私が気がついた点を言いますと、近年から始まりますけれども、近年のその後、つくば市ではとか、本市では、をつけたほうが良いというのがまず一つ、僕の考え方。そのほうが、しつこくなるのだけれども、最初ですから、つくば市をつけたほうが良いというのが一つ。

それからあと、これらは山積する課題のほんの一部に過ぎませんというのは、これは改行をしないで、それを前のところにくっつけて、市政30周年を迎えから改行するほうが、形としてはいいということ。気がついたことです。

それからあと、やっぱりこの2人の方から出た寄り添う市政と市民を中心というのは、ちょっと私もこだわりがあって、寄り添うは残してもいいけれども、市政は市民を中心としたというところを、市民自治を基調とした市政運営とか、住民自治でもいいかな、それにしたほうが、市民中心よりいいのではないかと思います。そうすると、住民自治基本条例で住民自治を入れたいと言っていた人の意見も一番最初に出てくるので、市民に寄り添う市政を実現し、市民自治を基調とした市政運営を行うということが必要ですと。何か違和感ありますか、それでも寄り添うは要らないですか。

どうぞ。

○委員 私もそのところが非常に重要で、また逆にそこに触れていただいたというのは、すごくプラスになるのではないかなと思うのです。これは、行政が主体を持っていなかったら、これだめですよ。行政は主体的に行政をされるわけで、市民もそれぞれが主体なわけです。そこで、お互いに関係性が生まれてくるわけだから、両者の主体をもう否定するなんていうことはあり得ないこと。だけれども、ここで市民主体と言ってしまうと、その誤解が生まれるというので、恐らく慎重な言い回しになったのではないかと。中心にというのが、言葉が適切かどうかといったら、座長が言われたように、自治という考え方のほうが、すごくいいなと思います。

後で、また自主性と主体性のところは出てくるので、そこでまたもう1回意見を言いたいと思いますが。

○座長 そのほかにありますか。私が気がついた点はそこで、一致している点はそのやっぱり市民を中心のところは少し直したほうがいいのではないかとというのが考え方としてありますけれども。そのほかのところはございますか、何か気がついたところ。

どうぞ。

○委員 私が出した意見に基づいて、いろいろと修正いただいてありがとうございます。

ざいます。別のところなのですけれども、一方で、周辺部においては云々かんぬん、というところの文章ですが、周辺部と来て、また中心部になってくるので、少し文章としておかしいかなと思ひまして。例えば、直すとすれば、一方で、中心部においては公務員宿舎やUR都市機構所有地の売却、大型商業施設跡地の利活用が問題となっており、また、周辺部においては、云々かんぬん、ということで、中心部を先に持ってきたほうが、TX沿線の開発につながって、文章としてはわかりやすくなるかなというふうに思ひました。

○座長 どうぞ。

○委員 語句で恐縮ですが、2行目の地域コミュニティーが次々と誕生していますと、私の体感として、TX沿線を含んだ都市開発では確かに住居はできているのだけれども、地域コミュニティーと云々いいのかどうか、私の感覚は町並みがというレベルかなという認識です。そしてその町並みの先に地域コミュニティーはやがてできてるだろうし、既にこの周辺でできている三つぐらいのグループがあることも承知していますが、そこがちょっと違和感がありました。

それから、4行目、大型商業施設跡地などの問題もあり、次に課題と云々かえていて、この問題と課題をどうしたらいいのかなという。個別の事象を問題として、それらを含めて課題と読むのかどうかもちっと少し疑問を感じました。

あともう一つ、やっぱり先ほどから話題になっています市民に寄り添う市政は、少し私の中でも違和感を感じたところです。

○座長 そのほかにございますか。いいですか。

どうぞ。

○委員 4段落目の最後の追加のところですか。市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何よりというところも、ちっと市民と対話する機会というところは、なかなか今の文脈から行くと、やはりちっと行政と市民という

形でかなり対立関係に見えてしまうので、市民が関与する機会とか、もうちょっとやわらかい言葉のほうが誤解を招かないかなと思います。

○座長 対話するを関与すると。

○委員 例えばですが。

○座長 例えばですね。

○委員 ここは、対話というのは、案外重要な言葉ではないかなと思って、むしろ私は対話は残しておいたほうがいいと思いますけれども。というのは、その上に、意見を集め、合意形成を図りながらという言葉、これも非常に重要だと思います。合意形成をしていくためには、もちろん対話が必要で、双方向であるというところが大事ななんてちょっとと思いますけれども。

○座長 それでは、大体そのぐらいで「はじめに」のところはよろしいですね。大体課題として出てきたので。

そうすると、最初のところでは、委員が出されたものですから、委員が直されたので、私もいいと思うのですけれども。一つ、委員が出された新たな地域コミュニティがといった場合に、コミュニティはできていないではないかと。

○委員 そこまでストレートには言っていません。感覚的にまだ。

○座長 まだその形成過程にあるということですね。

○委員 はい、ありがとうございます。そのとおりです。

○座長 だから、新しいまちというけれども、まちというとやっぱり人間が生きていくような感じになってしまうし、ちょっとそれはやめておきます。今、取り上げないことにして。この周辺部の前に、中心部を持ってくると。それで、その後で周辺部においては、にしていくという、この入れかえについては、よろしいですか。

○委員 そこですみません。中心部と周辺部という概念は誤解ないでしょうか。今、中心部というのがつくば駅周辺だと皆さん思われるのならいいのですが、

私はTX沿線が中心部になりつつあるのかなという意識が最近ちょっと出てきたものですから、確認だけお願いします。

○座長 それは、今までの認識では、やっぱりセンターを中心としたというのが中心ということで理解していいのではないかと思うのですけれども。

○委員 すみません、議会報告会で、中心部ってどこのことですかと質問したのです。議員の中にも、いろいろな意見があって、基本的には、つくば駅周辺と研究学園エリアの2カ所だと。中心が2カ所あるんです。何か、その市全体の印象として、その中心部というものが漠然としていて、どこかにはっきり決まっていないのだなという印象を私は得たのです。申しわけないのですが、ちょっとこの表現、難しいぞという。

○座長 でも、大体都市化されている区域というのは、連担しているかどうかわからないけれども、つながっているかどうか。やっぱり1駅、こっち側にセンターがあり、こっち側に研究学園があると、この辺のところは一応中心と捉えていいのではないかと思うのです。中心という言葉であらわす。余り、中心部はどこだと、周辺部はどこだとやっていってしまうと、それこそ大変なので、僕はこれ中心部を先に出して、周辺部にというので、これで大体いいのではないかなと思うのですけれども。

○委員 中心市街地という概念とまた違うのでしょうか、中心部と。

○座長 ちょっと違うと思います。違えないとちょっと難しいだろうと。委員にお聞きするのが良いのかな。

○委員 いやいや、中心部もそうなのですから、僕はやっぱり周辺部というのは、最初周辺というふうにしたのですけれども、やっぱりちょっと個人的には違和感がありながら使っている部分があって、やっぱり中心と周辺というような形で、市の中を分断するような捉え方というのは、個人的には。ただちょっとそれにふさわしい別の言葉が思いつかないというのもあるのですけれども、どういうふうに形容すればいいのかというのは。だから、あえて中心部と

いうのをやめて、つくば駅周辺というふうにして、周辺部というのは、例えば、何と表現すればいいですかね。

○委員 何となくぼやっとしてしまうのですよね。

○座長 でも、ここの具体的な課題がどういうのがあるというのが出てくると、中心部においては公務員宿舎、UR都市機構所有地の売却とか、大型商業施設跡地利用だとか、大体それで中心部というのはイメージされるし、それから具体的にその人口減少と高齢化というのは、少なくともこっちの中心部、いわゆる中心部ではないというので、僕はこのぐらいの表現でも構わないと思うのですけれども。

○委員 ここであえて定義する必要はないのかなと。

○座長 と思います。

○委員 ぼやっとさせておいて。

○委員 ここの全体の趣旨からしたら、いろいろな問題があって、それぞれに地域の問題があるということがわかればいいので。余りこだわらないほうがいいかなと思うのです。

○座長 と思いますけれども。

○委員 余り決まっていなみたいなので。

○委員 順番からいうと、一方で周辺部となると、それこそ周辺部って何って最初から疑問になるけれども、中心部というか、センター地区とかいうのがあると、それは公務員宿舎とか、あの辺のことを言っているのだなというのがわかって、それに対する周辺部と、先ほどのように入れかえたほうが、わかりやすくはなりますよね。これは、ほかのいろいろな審議会の中でも、センター地区とかいろいろなことを言っていて、何かわかったようなわからないような話でしたけれども、入れかえればある程度。

○座長 そうですね。いいと思うし、それからここでつまずいてしまうと、やっぱり市民参加の話ではなくて、中心部はどこだ、周辺部はどこになってしまう

うので。

○委員 私の個人的な見解だけ話させてください。公務員宿舎は松代も並木もあります。それからUR都市機構の持っている土地はTX沿線の開発エリアも含めてあります。ということは、感覚的に理解していますから、それまでです。

○座長 大体そうなのだと思うのです。都市化の進んでいるところと農村社会が残っているところぐらいの中心部と周辺部だと思うのですけれども。

それから、ちょっと私が言った、これら山積する課題という問題もまたあるけれども、それはそのままに一応しておくとして、これはここまではつなげたほうがいいと思うのですけれども、どうですか。一部に過ぎませんで切れて、それから市制30周年を迎え、のほうが私はいいいと思いますので、それはそういうふうにしたいと思います。思いますというか、そういうふうに提言したいと思います。

それからあとは「寄り添う」です。寄り添うを外すかという問題ですけれども、市民に寄り添う市政を実現し、市民を中心とした、のところを、市民に寄り添う市政を実現し、市民自治を基調とした市政運営を行うというふうにする場合に、その市民に寄り添うは要らないと。

○委員 それこそこの下線のところはなくでもいいのではないかと。いっそなくとも。

○座長 どうですか。それについては、寄り添うというところは。

○委員 市民自治のという形でその後受けてくれるのであれば、この二重下線のところは逆になくでもいいかなと思います。

○委員 一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていくことが必要ですと。では、一応意見としては、こちら側の意見としましては、そうしましょうか。では、その市民に寄り添うは切る。寄り添う市政を実現し、を外して、耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行うと。

それから、その後に出た市民と対話する機会を常にという、これ、僕、対話

はそんなに対立的ではないという捉え方はしているのですけれども。その辺は。

○委員 感覚なので、皆さんのご意見も聞いてみたいと思うのですが。

○座長 皆さんはどうですか、この対話するという。例えば、市民が関与するというのも、一つの今意見で出されたことで、関与するのほうが、対話するよりは大きい段階だと思うのです。

○委員 双方向のコミュニケーションを持てるチャンネルを常に設けておく。常にあけておくんだよという意味であれば、これはいい表現だと思うのです。

○座長 では、対話するでそのまま生かしておいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 そうすると、そのほかにございますか。これ、委員のほうから出てきた課題と問題というのがありますけれども、この辺はどうですか。

○委員 意図的に使われているのであればそれでいいですし、もしその辺の意図があるのかどうかをちょっと確認できればいいかなと。

○座長 これは、委員のところもそうでしたか。同じ課題でしたか。問題があり、課題のほんの一部、やっぱりこの最後は課題のほうがいいのですよね。

○委員 そうですね。

○座長 問題のほんの一部だとまずいからね。まずいというか、文章としては。

○委員 私は、個人的に、一つ一つの問題点として上げてあるものが問題であって、そういったものをひっくるめて課題としているのかなというふうに解釈していたので、余り違和感を感じなかったのですが。

○座長 僕もさっと目を通してしまったのですね。言われてみれば、なるほどという。問題があるというのは現状で、課題がそれを解決していかなければいけない問題としてあるのだよということですね。それはまた後で出てきたときに、もし議論するときにやることにして、「はじめに」はこれでよろしいですか。大体今の話したようなことで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 それでは、指針の目的です。

括弧のない1は指針の目的のところはよろしいですね。

「2 市民参加とは」の、この一番大きな変更としては、この（3）の市民参加を実施する事業というところがあるのですが、これについてはいかがですか。これは庁内の意見として出てきて、①、②、③、④という、これを出してほしいというふうに、中で出たもので、①から④はパブリックコメントの対象として載せられている事業であるということなのではございます。私はこれはちょっとやっぱり違和感があって、まずこの①から④の事業以外にも市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業などについては、積極的に市民参加を実施していきますという、こっちのほうはむしろ中心でというか、市民参加というのは、別に四つの項目が中心になるわけではなくて、むしろ市民が日常的に政治に直接関与する、参加していくことが重要なので、その上で、例えば、そのパブリックコメントに載せられているような①から④みたいなものもあるというので、例示として出すので、もうちょっと広くとったほうがいいのかと思うのですが。

どうぞ。

○委員 ここで、その市民の概念がまた出てきてしまったと思うのです。これも住民参加と言ったとすると、住民が直接かかわる、利害関係にかかわることについて、自分たちが参加して、意見を述べるというその自治的な意味になるのですが、ここで言うところの未来構想とか、その計画というのは、市民に倫理性を求めていく。大局的につくば市というものを見て、それでいろいろな意見を言うということで、地域住民とは違うものを求めている結果、①、②、③、④になっているのだと思うのです。それはそれで、市民参加というふうに言ってしまった以上、住民参加とはちょっと違ったスタンスで捉えることは仕方ないのかなと思います。ただし、さっきの主体の問題ともかかわりますが、行政が、その実施しなかった理由、それから十分周知し説明するんだということ

ころは、その行政の主体性の問題で、あくまでもその行政が主体的に判断するということは、責任が伴うから、市民に後であれ、きちんと説明しなければいけないと。市民参加が、行政が主体であれば、市民参加がないわけではないわけだから、どうもその専決性とか、そういうことを認めるにしても、それが市民参加とは別だとは考えられないのです。その、なおの後の云々ですが、緊急のものとか、専決性はあったとしても、それが市民参加ではないとは言えないと思うので、悩ましいところですが。

○委員 私も、今回いきなりこれが入ってきて、今までの議論だと、その対象事業とかそういったものを絞るという発想は全くなくて、むしろ幅広く、できる限り参加できるものにはいろいろな形で参加していこうというものだったと思うので、かえってここで規定するというのが、どういう趣旨なのかなというのがわからないというところがあります。初めの①から④というのは、これはパブリックコメントを実施する際の各項目ということなのですが、今回定義している市民参加手法というのは、まさにパブリックコメントでも拾えないような部分も含めて実施しましょうというものだと思うので、ちょっとそれと平仄をとってしまうと、では何のためなのですかという話になっていきかねないかなと思うので、ここはそもそももう設けないぐらいでもいいのかなという気はしているのです。あるいは、座長のおっしゃるとおり、なるべく広めにとれるような規定ぶりにしたほうがいいのではないかなと。委員もおっしゃった、なお以下の点も私もちょっと考えるところがあって、これは多分大規模事業評価の規定ぶりがそのまま載ってきていると思うのですけれども、あちらに関しては、どちらかというと、きっちりと対象事業を確定させて、もう一律に決めましょうと、これから外れるものをきっちり除外できるようにしましょうというものですけれども、今回ののはあくまでこのケースは基本方針であって、そこまで厳密にこれが対象になります、これが対象になりませんと、対象になったらこれを絶対に実施しなければいけませんというものではないので、そこから

も、ここまで厳密に書く必要があるのかなという気はちょっとしております。

○座長 その辺、事務局のほうはどういうような形でこれを入れることにしたのですか。庁舎の職員から出たわけでしょう。今までの議論を聞いていて、いかがですか。

○事務局 この素案について説明した際に、ここにはどういったものが対象になるのかというのが、この中にはないのではないかというご意見がございまして、対象というものは、私はこれまで皆さんの議論を聞いてきたものですから、事業の大小にかかわらず、考え方として、市民参加を進めていくものですよということでしたのですが、庁内に展開する際に、どういったものが対象になるのだというのは示したほうが、市民参加に取り組んでいくときにわかりやすいのではないかというのがあって、今回議論の場にとということで、出させていたものです。

○委員 次のページになるのですけれども、市民参加の4段階のところで、共有、理解というのがあるわけです。共有、理解というのは、事業ではないわけです。この時点から、市民参加をするのであって、その時点から対象が絞られてしまったら、誰も出てこれなくなってしまうのです。だから、4段階をとるか、この対象を絞るのをとるかということになったら、絶対4段階をとらなければいけないと思うのです。となると、ここで対象を絞るというのは、適切ではないような気がします。

○座長 そのとおりだと思います。だから、対象を、例えばのところで、この4つが出てきてもいいのだけれども、これだと、対象事業は次のとおりとしますにして、これが中心であと付随して市民の暮らしに身近なこともいいですよというふうになっていますが、私はむしろまず市民参加の対象、実施するものというのは、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業についてとか、あるいは、あらゆる市が行うことについてでもいいわけだけれども、それについて、参加するのだ、それが対象になるのだというのを書いた上で、なおを入

れるのかどうかわからないけれども、パブリックコメントに載せられているようなこの四つの事業なんかもその中に入るのであるという書き方が一番いいのだろうと思うのですけれども。それだと事業として対象を絞っているのだけれども、市政全般についての参加と書いてしまえば、絞っているのだから絞っていないのだからわからなくなるわけだから。

○委員 ①から④とわざわざ書いてしまうと、これにとらわれてしまうので、この①から④を書かないで、市民の暮らしに身近な事業やということだけを書いて、だけれども、できない場合はこうしますみたいな形のほうが、納得しやすいです。

○委員 さっきの前書きでもやったその市民の自治の意識というのが、やっぱりここでも表現されないとだめだと思うのです。確かに、その①、②、③、④というのは、市民参加の大きな核であることは間違いないですけれども、そこから始まってではない。

○座長 そうだと思います。ですから、そうすると、一つここに出ている案というのは、要するに実施する事業といっても、もうほとんど限定しているように限定しないような形だけでまとめるか、それを一番最初に持ってきて。それを最初に持ってきた上で、一応例示としてこういうかなり重要なものとして、①から④みたいなものがありますよというのを入れたほうがいいのかということについてはどうですか。

○委員 入れなくてもいいのではないかと思いますのですけれども。

○座長 では、ここの意見としては、もうその抽象的なところでとどめておくということですね。

○委員 今の議論はそれで結構なのですが、繰り返しになりますが、私の中で少しまだ整理し切れていないのが、市民参加の対象になる市民という概念と全体の脈絡が必ず一致しているかとなると、この庁内、もしくは今回議会の意見もあるようですが、皆さん正確な理解ができているかというのが、少し疑問で

す。それで、例えば、在住者、在勤者、在学者という定義、これは市民と我々は理解してきています。今日ちょっと資料をつけさせていただいて、これは、つくば市の状況と紛らわしいのですが、つくったのは事務局ではなくて私ですが、例えば、今の在住、在勤、在学という定義を見たときに、2 ページを見ていただくと、これ国調のデータで、右側の表で、つくば市内に市外から入って通勤者が2万人いるのです。かつ通学者が2,000人、合わせて2万3,000人を超えている。これが一つ。昼夜間人口でも1.08。いわゆるベッドタウンでありつつも、市外から入ってきている。かつ、次のページ、例えば、3 ページ、4 ページ、どこからたくさん来ているかと、周辺市町村、それだけつくばに就業の場があったりしているということだと思います。おもしろいのは、6 ページだと、これ特殊なのですが、流出人口で、都内23区のうちの10区程度に相当数出ているという、これは本来の市民、住民登録をしている市民で出ている人という意味ですけれども、そういう特殊な状況があることと、それから9 ページを見ていただくと、もう一つは、交流人口以外、流動人口以外に、転入している、転出しているというこの規模。これだけ短期間に、いろいろな価値観の人が、今回市民参加の対象になる市民と位置づけられている状況というのは、我々は絶えず認識しなければいけないということだと思っています。

それで、さっきの迅速性、緊急性、効率性、私の言葉が不適切かもしれませんが、保険を掛けたのかなという気はしますが、いわゆる責任を持って行政を運営する行政マンにとって、こういう他の自治体にない事例の中で、限られた期間で仕事をしなければいけないときに、本当に誰が責任をとるのだと考えたら、やっぱりリスクは意識すると思うのです。我々もそのリスクを度外視せずに、そのリスクは、参加する資格を持っている市民が等しく負うと。納税者だけではなくて、その他の人も負うのだと宣言しようとしているわけなので、市からしたら現実的かなというのは私の中にもあるので。かかわり度合いの薄い人、納税義務も負わない人も、等しく市民参加すると、我々は声高らかに宣

言したけれども、実効性はあるのかというのが、一つ感覚的に疑問を感じています。それで、だから、先ほどの迅速性、緊急性、効率性というのを是認するものではないです。ただ少なくとも、効率性が求められない行政はあり得ないので、これはまずもって到底なじまないのかなという感想は持っております。

○委員 今の（３）の事業対象なのだけれども、これいかにもやっぱり現場の市の職員は、ここを決めたがるというか、決めてほしいと言われると思うのです。といいますのは、これ最後のほうで、今後はこの評価をしますとか、あるいはそれを検証しますという形になっているのですが、そうすると、例えば、評価書の中に、市民参加の度合いとかというのを書く項目は、一体どの事業は書くのか書かないのかということになると思うのです。だから、どうしても、この実施対象を明確にしてほしいというのは、現場の人たちは考えると思うし、ただ、今のご提案のように、その市民というのは、いろいろな形なので、パブリックコメントだけではないのだと思うのです。それ以外の市民参加の仕方というのはあるわけだから、ただし、これ、①から④までだったら、従来と同じですよね。だけれども、それ以外、今回新たに指針をつくるのは、それ以外を含めた参画を広げたいのだということをここで、逆に言うと、事業対象は今までとはもっと違うのですよということを、極端に言えば全ての事業が対象だと、あえて、①から④はもちろんのこと、市が主体で行うことが、住民自治で行うことは、全てが対象だというふうに、何か明確にしないと、この後評価の段階で、自己評価する人たちがこれは対象でないっていうふうに考えてしまうかどうかということなので、ここは、だけれども、現場の職員にしてみると、対象なのかどうかというのは、誰か決めてくれよという話になるのだろうと思うのです。自分で決めなさいという話にはならないので。だから、基本的な考えとしては、広がったのですよということをどこかで宣言しておく。

○座長 そうだと思います。この場合だと、今まで市民参加というのを高らかにうたっていて、対象になるのは次のとおりとしますになってしまうから。

○委員 今までと同じ。

○委員 おかしな話。

○座長 だから、僕は例示として出すか、上に市民の暮らしに身近なでもいいけれども、あらゆる市政の事業でもいいけれども、言葉は別として、それをそれだけにするかという、どちらかだと思うのですけれども。

○委員 大事なところだと思うのです。

○委員 市でやることに、市民の暮らしに身近でないものっていうのは多分ないのではないかなと思うのです。なので、全ての事業というふうに、いっそのことここには書いてしまって、もちろん、それは自己評価のときに、どんな市民参加をしたかということでもいいと思うのです。これはこういう事業だったので、こういう形の市民参加をとりましたで、全てにおいて、対話式の何かをしなければいけません、ということではなくて、市民参加がどこかしらにある程度ずつ確保されていくという形の評価の仕方ができるのであれば、本当、ここには全ての事業についてやりましようと思ふち上げてしまって全然構わないと思うのです。

○委員 それは市民参加の手法がいろいろあるということを前提にして、それも含めて評価の対象にしないと、アンケート一つとるのでも、それは市民参加になるわけですから、そういう意味では、ここに①、②、③、④を書き込んでしまうのは、非常に危険かもしれない。

○委員 そう思います。

○座長 では、（３）については、あらゆるになるか、あらゆるでもいいと思いますけれども、市の政治に直接参加する、だから、実施する事業というのを入れるのであれば、実施する事業は全てであるということです。

○委員 よろしいですか。２の（２）なのですが、市政へのところで、市民が直接的にと、直接民主主義のことを書いてくださいと入れていただいたのすごくうれしく思います。②のほうなのですが、市民が自主的なまちづくり

活動に取り組むこと、この前から自主的というのがちょっとしっくり来ないと言われていましたが、よくよく考えますと、自主的なというのは、何か決まったことを自主的にするという意味の自主的という言葉ですね。だから、まちづくりというのが、ごみを拾いましょうというので、はっきり決まっていれば、それはみんなごみ拾いしましょう、自主的にやればいいことですけれども、まちづくりというのは、非常に幅広くいろいろ考えながら、対話しながらやっていかなければいけない。ここで、市民が主体的にまちづくりに取り組むというのを入れてほしいと思うのです。自主的ではなくて、主体的にという言葉を入れてほしい。自主的という言葉、ちょっと繰り返しますけれども、なぜしっくり来なかったかという、何か決まったことを自主的にするという意味合いが強いと思うのです。要するに、市民は、もちろん主体的に行動するということは責任が発生しますから、市民が自分たちの責任において、まちづくりに関わっていくのだということです。それに対して、行政は行政の主体において、責任を持ってやっていく、それがうまくいった、うまくいかないは検証した上で、そして最終的には、長である市長が責任を持ってそのことを市民から最終的な審判を受けるという形になると思うのです。そういう構図をここで表現しておく必要があると思います。

○座長 ただそれは僕はどちらでもいいというか、自主的ではないほうがいいかもしれないと思うのですけれども、今のこの市民参加の中では、2のほうは一応問題にしないこととなっているのです。その上で、これは自主的よりも主体的にを入れたほうがいいと。

○委員 そうです。

○座長 これも非常に、①、②は便宜的なやり方らしくて、私なんかは、研究でやる場合には、こういうやり方はしません。ほかの自治体なんかでやっているのを使ってきているみたいなので、だからちょっとその辺がわかりにくいのですけれども。それよりも、今、問題になったので、委員のほうから、市民が

直接的に市政に参加することというものの直接的にというのは曖昧なので、取ったほうがいいのではないかと、必要ないと思うということがあったのですけれども、これはどう扱いますか。私は、直接的には残しておいたほうがいいし、直接的がないと、市民参加は市民参加であるということになってしまって、同義反復になるので。と思いますが。つまり、市民が市政に参加することというのが、市民参加であるになると。だから、直接的にというのは残しておいたほうがいいと思うのですけれども。直接的にの位置が、市政に直接的に参加することなのか、直接的に市政に参加することなのか。

○委員 市政と言ってしまうとこれはまたさっきの問題に戻ってしまうのですよね。

○座長 ここでは今、直接的にだけ問題にしたいのですけれども。どちらに。直接的に市政でもそんなに変わりないですね。市政に直接的に参加するのか、直接的に市政に参加するのか、直接的にの副詞の問題。どうですか。どちらでも余り関係ないですね、これは。大丈夫ですね。それは入れる、入れないについては、いかがですか。

○委員 入れたほうがいいと思います。

○座長 ですね。入れないとだめというのは僕の意見なのですけれども。では、それは、委員のほうから出ていますけれども、この点については、直接的には入れるということで。そういうことでちょっと時間をとってしまいました。すみません。

そこで、②のところは、自主的よりも主体的にのほうがいいというものなのですけれども、その意見としてそのままここに入れていくとして、この（３）については、だいたいさきほどぐらいのところよろしいですか。私たちの意見として。それを参考にしてもらおうということで。

はい、それでは、（４）の市民参加の４段階はどうですか、ぱっと読んで。これ、この前大体了承をいただいた記述には大きな変更はないと。文章をわか

りやすくしたということなのですからけれども。

○委員 これ、市議会のほうからも同じところで修正の案が出て、丸で修正されているというのですが、どういうふうに修正をかけたのか、内容は変わらないのかもしれないのですが。また、市議会での市議のご提案の趣旨はちょっとわかりにくいのですけれども、図式化するとどうなるのか、何かその辺について、経緯があれば。

○座長 事務局のほう、今言われたこと、わかりますか。

○事務局 1段落目の文章が長いためというようなところがございます。こちらなのですから、1段落目、行政においてはで始まる文章なのですが、最後「3段階を基本的な流れとしております。しかし、より行政と市民が」というところなのですが、もともとこちらの文章が、基本的な流れとしており、より行政と市民が一体となってということで、つながっておりまして、1文が非常に長いつくりになっておりました。そこを、段落を二つに分けたというような形になっております。

○委員 私はちょっとこれで、4段階という言葉でいいかなというふうには、最終的には思ったのですが、いわば普通よく言うプランニングからPDCAというサイクルを一つのサイクルなのですが、その全ての過程で情報を共有していくという意味だと理解しているのですけれども、何が1で何が2でという話ではないのかとは思っているのですが、結果的にそういうふうに最後のほうの文章もそうになっているので、これでいいのかなとは思っているのですが、思っていたら、市議の方からもこのような質問が出ていたようなので、どういう趣旨なのかというのを知りたかったのですけれども。図式化すればわかりやすいという意味は、どういう意味なのか。何か、具体的に。言っておられたましたか。

○事務局 一番最後ですね。修正したところが、書き方がわかりにくくなってしまって申しわけないですが、括弧づけで書かれていた市民参加の4段階の3段落目最後の段落で、今4段階としというところに下線が引かれておりますけ

れども、この4段階に続いて、共有、理解、企画・立案、計画、実行、評価・検証をしというふうになっていたところを括弧づけのところを削除したというような形で修正をしました。

○委員 内容的には、私は4段階はどうか別として、常に図りながらこの3段階を実施していくということなので、内容的にはもうよろしいので。という理解でよろしいのではないのでしょうか。

○委員 ちょっと事務局にお話をいただけたら。議会に対する発言は、どんな形で求めたのですか、これ。会派ですか。議長が集約されたのですか。

○事務局 事務局のほうで、12月に、各会派のほうに、1人の議員さんのところはちょっと集まっていただきまして、全員の方に指針案に基づいてご説明をいたしまして、12月中ぐらい、末ぐらいまでにはご意見をいただきたいということで、お願いをしました。

○委員 そうしますと、議会の総意がこのペーパー、参考資料3と理解しているのですか。

○事務局 会派ごとに、説明なので、会派ごとの意見ということで出てはくるようになっています。

○委員 議会で集約はされないのですね、今のところは。

○事務局 議会で集約はしていません。そのまま事務局のほうへいただいています。

○座長 事務局のほうは、それを参考にして、この中に組み入れるものは組み入れて、組み入れないものは入れていないということですね。

○事務局 はい。議会で集約したものではないです。

○委員 議会で集約できないのですかね。総意は無理なのですか。

○事務局 今回はちょっと、大変申しわけありません。なかなかそういった場を設けることができず、時間が短い中でちょっと会派ごとに回らせていただいて、ご説明を申し上げたというのが現状です。

○委員 余り前例はないですよ、議員にこういうものを提示して意見を求めるというのは。

○事務局 余りこれまではなかったことなのです。

○委員 今度これが前例になって、結構こういう感じになるわけですか。

○事務局 どういう場を設けるかというのは、それぞれ出てくるような。

○委員 ケース・バイ・ケースで。

○委員 指針って、最終的に議会を通すのでしたか。

○事務局 いえ。

○委員 指針は通さない。

○委員 議会は市民の代表だから。市民の代表だから、市民の代表の意見を聞いたということだと。

○委員 それでおしまいですね。

○委員 だから、そこでディスカッションはあってもいいと思います。けれども、そこで総意が必要かどうかはわからない。いろいろな意見が出ていいと思います。

○委員 蛇足ながら、こういう方式で決まったものが、これからどうなるかって、結構取り越し苦労をしますけれども、これ要綱ですから、執行権者限りで決裁で決まりますし、あくまでも懇談会が出したからそのまましなければいけないということではなくて、それは修正する権限は当然執行権者の中にあるのでしょうし。わかりました。

○座長 では、（４）は一応このままにしておくとして、それで、その次の括弧のない３、市民参加の推進に関する基本的な考え方のあたりはどうですか。

３は（１），（２），（３）に分かれていますけれども。よろしいですか。

○委員 市民の意見の積極的な反映のところですか。

○座長 市民参加の推進に関する基本的な考え方で、情報の積極的な発信、参加しやすい環境づくり、それから、市民意見の積極的な反映、このあたり。

○委員 市民意見の積極的な反映、これ（３）でいいですね。中段、また書き以降で、これが声なき声も積極的に汲み上げという、このくだりのアイデアがあったら聞かせいただきたい。事務局にすみません。何か従来と違ったものを想定されますか。観念としてこういう心がけを持ちますということで理解してよろしいでしょうか。いわゆるサイレントマジョリティーに対する思いをここに表現されていると私は理解していいのですよね。

○事務局 これ、かなり試行的な取り組みが必要かなと思っていまして、例えば、最近筑波大学さんのほうと、市民の意見をホームページだけではなくて、例えば、バス停などに意見を出せるようなアプリ、といった取組をやったりとかしていまして、そういった方々、ふだん余りホームページとか見ないような方も、日ごろぱっと思ったときに、ぱっと意見が出せるような取り組みとか、そういうことをすると、行政という形式ばった形ではなくても、意見を出すような方がいたらいいのではないのかというふうな推測を持って、そういうのを進めようという取り組みもありまして、ちょっと具体的にこうやったらこれができるというのはまだないのですが、こういった問題意識を持って取り組んでいくことが必要だろうというふうなことでこういうふうに記載をさせていただいています。

○委員 わかりました。とても説得力のある表現、お話だと思います。病院なんか行っても、お客様の声というのが、病院以外にもレストランでもありますがけれども、声は出さないけれども、それを読むことによって、自分と同じ意識、問題提起をしている人がいるなと感じることも実は大事なことで、また違ったものがあれば、そこから一歩進んで声を出すという、そういうコミュニケーションは双方向でつくるということがとても大事で、私の今回の市民参加は、行政が主体的に取り組まなければいけないことは当然ですが、これ、個々の職員が意識改革しなければいけないのですが、市民もみずから市民力を高めなかったら市民参加はできないということを、市民も認識するし、議会もそれをどう

理解するかという、尊重するかというステークホルダー3者が、一緒になってやっていくのが市民参加だという点では、この声なき声については、理解いたしました。

○座長 そうすると、括弧外した4の市民参加の実施というところについてはいかがですか。（1）共有，理解，（2）企画・立案，計画，それから（3）実行，（4）評価，検証ということですが。

それでは、最後の5の市民参加の推進に関する取り組みの公表及び評価・検証ということで、中心になったのは、5年を超えない期間、このあたりのところなのですが、この市民参加の推進に関する取り組みの検証をするということですね。そのまま放ったらかしにしないで、これに従ってみて、現代の市民参加がどうなっているかというのを検証するということですが、5まで入れていかがですか。

○委員 検証を行うということで、行政経営懇談会で検証しますと言いましたが、行政経営懇談会というものというものは、もともと全事業に関して行うものではなく、一部でしたよね、たしか。

○座長 そうですね。今までやってきたのは、抽出でやるということで、全部はやっていませんけれども。

○委員 多分、各事業において、計画というのが実施されていると思うのです。いろいろな事業で。一覧表をいただいた物すごい数の計画がありましたよね。あれに関して、それぞれに、策定委員会があるかないかはわからないのですが、そういうところで、一旦全事業目を通していただいて、それぞれが市民参加ができているかどうかというのを見てもらってから、行政経営懇談会に持ってきたほうが、行政経営懇談会だけで全事業を見ることはできない、抽出であった場合には、やらなかったとしてもばれない事業がいっぱい出てきてしまう。それぞれの事業が、どこかで誰かの目にさらされていかないと、やっぱりまた自己評価のまま終わってしまう事業が大半という状況にまたなってしま

うのではないかなというのが懸念されるので、そこら辺を具体的に行政経営懇談会だけで全部見るのは多分不可能ですので。一段階ちょっとお手間をとらせてますけれども。何らかの外部の目が入って、検証していかないといけないのかなと思います。さらっと書いてありますけれども、ここには。やたらとけちをつけるというつもりは全くないのですけれども。

○座長 いや、それはわかります。つくば市行政経営懇談会にて検証を行って、こんなの任されても、難しいよというふうになるかもしれない。だから、無作為抽出で10項目とかあって、1年かかってそれを調べていくというのなら別だけれども、それこそ事業にすると、1,400ぐらいあるはずですから、事業が。それなんか、本当、5年だって調べられないですよ。確かに。

○委員 ここは非常に濃縮された表現だと思うのですけれども、実務的にいうと、全ての事業を誰かがその専門的に見るというのは、相当至難だと思うのです。評価が終わるタイミングからそれが有効な評価対象期間って数カ月しかないと思うのです。そうすると、全員が見れる状況にまず整える、自己評価をしたものをウェブ等で、もしくは開示等で見れるようにすると。もう一つは、例えば、行政経営懇談会が関与するのであれば、懇談会はみずからの意思で全件審査を徹夜でやるという判断をするのか、もしくは重点的に市民の意向を踏まえた事業をピックアップするかを委ねると。そのプロセスを行政経営懇談会に委ねるということで、間接的に市民が関与しているという整理も一つ、現実的なような気がします。

○座長 そういうことは、入れたほうがいいですよ。全部はできないから、だから、重点的にとか。

○委員 例えば、私たちがよく利用する事業となると、やっぱりまた福祉で申しわけないのですけれども、福祉関係の事業というのは、庁内評価で見ると、大体皆さんBなのです、大体やっていますと。一生懸命やっていますと。でも実際問題そのサービスを受けている側の人間からいうと、足りない、十分受け

られていない、窓口に行ったら新聞読んでいないのと帰されたというような意見がいっぱい出てくるのです。そういう意見って、どこに消えてしまうのだろうって、いつも思うのです。そういう意見を上げられるシステムというのがどこかにあったほうがいいのかなと。市長への声とか書いている人いますけれども、こんなこと言われた、でも、そんな細かいこといちいち市長は全部やっていられないですよ。なので、そういうようなことが、どこかで吸い上げられるようなシステムがあったほうがいいのではないかと思います。どうしても、行政サービスというものを受ける側の人間は文句ばかり言います。何をやっても文句を言います。でも、その文句が適正なものであるのか、そうでないのかということは、言っている側はわからないし、言われる側もわからないのです。ただのわがままととられてしまうこともあるし。それをどこかで整理しないと、いつまでたっても文句しか出てこないです。

○委員 つくば市民意識調査の結果を指標とします、とはっきり書いてしまっているのです、などとか入れて、そのほかのここにも、その市民参加の手法が入れられないか模索してはどうでしょう。

○座長 どのところですか。

○委員 また、行政と市民がそれぞれ市民参加の現状について、それぞれ感じていることを可視化するためにという、

○座長 市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします。

○委員 結果をと書いてあるので、これ以外が入らなくなってしまう。などを指標として。

○座長 そうですね。結果等を指標としますですね。これは入れたほうがいいですね。だけに限定されてしまいますから。

○委員 そして、そこにちょっとみんなで知恵を絞って、評価の検証の仕方というのがどういう形がいいのだろうかというものをに入れておかないと、ここだけではなかなか検証の仕方について検証するのに、随分時間がかかるような気

がします。

○委員 具体的なこと、例えば、役所的には行政評価調書みたいなものが個別の事業でつくっていると思うのですが、その中の 1 スペースの中に、市民からの声みたいな、要望なり評価というコメント欄をつけて、全ては無理でも、要約したものを載せておくとか、ただし、それが悪くても評価が B かもしれないし、そこはよくても評価が C かもしれないということは、それは行政に携わる者の判断に委ねていいと思います。そこは説明責任を尽くせばいいので。個別の要望に全て応えられるとも限らない。ただ、それが共有できる場を今のシステムの中に盛り込むことも市民参加の大きな進歩にはなるのかなという気がしますけれども。

○委員 しかも、それが、プロセスが大事だと思うのです。ですから、その結果として、市民参加が行われましたというのをどう評価するかというのは非常に難しいと思うのです。意見が割れて、対立関係が起こったからといって、それが市民参加しなかったとは言えない。その辺の評価の仕方はちょっとすぐにはわからないですけれども、勉強する必要があるかなと思います。

○座長 では、そのつくば市行政経営懇談会にて検証を行いのところを少し工夫して、例えば、重点的にとくという、全部はできないけれどもという。いずれにしても、検証する方法は少し考えていかないとということですね。ここでは、宣言では書いているけれども。

○委員 これ、私当初から、従来の懇談会と今回非常に大きな違いが、従来、それぞれの事業を評価する場合も、決してこの懇談会は査定をしているわけではないのだと、あくまでも自己評価とのコミュニケーションを深めることで、自分たち自身でそのスキルをレベルアップしてもらおうということが結果ですよというようなスタンスで議論してきたのですけれども、今回そういう中に、コミュニケーションの中に、この可視化というか、こういう項目、指標が入りますよということは、非常に革命的というとおかしいのですけれども、重要なこ

とだと思うのです。それだけにまた評価の実手法も我々もなれていないけれども、また、行政の実施主体のほうもなれていないわけだから、これお互い同士でつくり上げていかないといけないことだと思うのです。先ほどの4段階のプロセスも、それぞれについて、どういうことをやったのかと、結果はどうであろうと、どういうプロセスをとったのかということを、どうやってお互いが表現し、そのプロセスを評価するかというのは両方でつくっていかなければいけないので、これはこの今回のものの最後、後書きに、懇談会からの提言と書くかどうかも含めてですが、ここは非常に今後の課題、大事な点なので、ここで現段階で具体的にどこまで書けるかどうかというのは、ちょっと難しいところはあるのですが、ただ、ここでのこれまでの議論は、そういうつもりでやってきたのだと思いますので、何か意思が表示されるような言葉があるといいなと思うのです。これからそういうこと、努力しますよというような趣旨なのですけれども。

○委員 そうですね。だから、検証を行いと簡単に書いているけれども、それだと何らかの手法が既にあるような。

○座長 では、一応結構重要なところだと思いますので、そのところは少し事務局とまたその辺のところを詰めていきたいと思います。

そうすると、いろいろご不満はおありでしょうけれども、私もありますけれども、それは別にして、一応終わりましたので、これはこれで。

○委員 すみません、別表についてもいいですか。別表は別ですか。

○座長 別表もやりますよ。

○委員 よろしいですか。その実施手法について。

○座長 はい、時間的にはちょっとまずいのですけれどもいいです、どうぞ。

○委員 そうですか。どうしても気になるのですが、2番目の無作為抽出による市民討議会、これについて。住民基本台帳から無作為に選ばれた者で行うと限定して書かれてしまっているのです。市民討議会というのが。しかしながら、

それぞれの意見を集約して合意形成を目指す方法ですと書いてあります。無作為抽出で選ばれた人たちのそこで合意形成を図るのですか。これは明らかに矛盾していると思うのです。市民討議会というのを無作為抽出と書かないと。無作為抽出をして行う場合もあるけれども、それは書かないでほしいと思うのです。でないと、合意形成ということは言えないです。

○委員 逆にこれ、合意形成でなければいいのですか。無作為抽出した市民による討議会を開いて、それを一つの意見の集約方法としてとるのであれば。

○委員 そういう方法もあると思います。

○委員 それはいいのかなというふうには思います。

○委員 そうしたときに、合意形成を図るほかのものが、その対話的なものというのが、どうしても見つけにくいのです。タウンミーティングで議論しますか、いろいろな皆さん意見を言いますけれども、そこで議論をする場にはなかなかないと思うのです。モニターもそうですし、ヒアリング、アンケート、みんなこれは討議する、議論する場ではないです。いわんや、住民説明会というのがなかなか説明であって、話は聞くけれども、そこで議論をして進めていこうという形にはなっていない。そうすると、市民がある問題について、討議するという場所がなくなってしまうのです。双方向ということにこだわるとすると、私はここ、無作為抽出というところを外していただきたい。

○委員 これは主な実施手法とありますけれども、何かやはりこれ参考にされて列挙されているのでしょうか。事務局のほうにお聞きしたいのですが。

○座長 それはどうですか。この主な手法というのは、これは必ずしも全部はつくばでやっているというのからとったわけではないでしょう。全部つくばでやっているものですか。

○事務局 違います。他市でこのような指針だとかをつくられているところで列挙されているものを拾い上げたりとかして、それとあをつくば市内で実際にやっているものも、そういったものを追記した形で列挙させていただいていま

す。

○委員 ぱっと見た感じ、全部やっていそうな気がするのですがけれども、新しいのはオープンハウスぐらいで、あとは、アイデアソンはどうかという気はしますけれども、何となく、

○事務局 モニター調査とかちょっと説明文と違った形で名前は一緒に使っていたり。ネーミングと内容のずれは多少ありますけれども。おっしゃるように、やっていることは。

○委員 ほぼやっているのではないですか。ただ期待に応えられる意見が返ってきているかどうかは別にして。やっているような気はします。

○座長 ではこれは、細かいことをいうと、いろいろ出てくると思いますので、これを読んでいただいて、間違っているところがあったら、事務局のほうに出して、私のほうも全部これ読み直して、事務局のほうと修正すべきところは修正したいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 では、この合意形成等はちょっと確かに変な表現なので、この辺のところも議論していただいて。

それから「おわりに」ですけれども、「おわりに」をどうするかというので、二つぐらいあると思うのです。一つは、この「はじめに」のところで大体、抽象的だけれども述べられているので、「おわりに」は出さない。それが一つ。それからあと、今後の課題で検証方法とかそういうものについてもというのが出たので、そういうことも含めて、まとめとして例えば、私のほうに出されたら、私のほうで今までの議論を踏まえて、短い文を載せるか。その二つぐらいで、それぞれが書くというのは、一応この前は大変だから、長くかかるからやめようということでしたが、どちらがよろしいですか。いっそのこと書かないか、書くとして、今言われたようなことを踏まえてまとめる。

○委員 もう一つ、これは今一覧が例示で主なものとして出ているわけですが、

全て市民の側から求めていくことが保障されていないと思うのです。この市民参加手法というのは、あくまでも行政が選択して、投げかけるという前提になっているような気がするのですが、場合によっては、市民の側からこういうふうな場を設定してくださいということが言えるというようなことを、今回はもういろいろ初めてのことでだらけで無理かもしれませんが、将来的には、市民から提案するというか、市民の提案が保障されるというふうな制度、何て言えばわからないのですが、仮に市民提案制度みたいなものについても考慮していきますというふうなことまで、将来に向けてさらなる発展のためにみたいなイメージで書いていただくときに入れていただけるとありがたいと思いますが。

○座長 そうすると、経営懇談会の提言というのは、一応「おわりに」のところで入れると。その中で、今言われたようなことを。

○委員 はい、入れていただいて、本文に入らなかったようなものを。

○座長 わかりました。では入れるという方向で今まで出てきたような意見できるだけまとめて、それで出すようにしましょう。

大分時間がたってしまいまして、あとまずは、資料1をこれで終わりにしたいと思います。

○委員 すみません、今のところに、今まで話し合ってきた中で、まとまり切らなかった課題というのが多分残っていると思うのです。大体いいかなみたいな感じになってしまったもの。今後検証していく上で、そういうところが多分問題になってくるところがあると思うので、今後これが課題であるというようなことも書き加えていただけたらいいかなと思います。

○座長 そうですね、はい。それは例えば、どんなものがありますか。

○委員 例えば、市民主体。市民主体と行政主体、その主体のあり方って全然違うのですけれども、言葉にしてしまうと同じなので、どうしてもわかりにくくなってしまっている、そういったようなことがやっぱり市民がもっと自分たちが主体なのだという意識を持って、市政にかかわっていくべきであるという

ような形であってもいいのかなというふうな感じは私は思いました。

○座長 市民提案とか市民主体とかそういうのについてですね。

○委員 あと、討論というところも、先ほど委員がおっしゃったように、討議会が今のところ手法の中には、その市民討議会しかなかったので、もっと討論できるような何かが、システムがつくれたらいいなというような形ができればいいかなと思います。

○委員 私は、現時点での考え方なのですが、これまとめて載せるかどうかは別にして、私の中の本音は、これ本当のつくばの市民参加を実現するためには、ステークホルダー3者の立場で行政と市民と議会というこの三つが連携して市民参加できると思うのです。職員はやっぱりこれはありふれていますけれども、意識改革をちゃんとして、市民参加の本旨はどこにあるかという意識改革をする、それから、執行機関としては、ロードマップをつくって、ゴールがかなり遠いかもしれないけれども、目指すべき方向性と現状の市民参加はどうなっているというのを、相手方に進行過程を示すということ、それから、市民としては、やっぱり市民力を高めるということだと思います。それは物事を知って考えて理解して発信して行動して、かつ責任を持てる市民になっていくということが、市民参加の根底として重要だと思います。それから、もう一つ、今回議論はほとんどされていませんが、議会に対しては、その立ち位置とか賛成、反対を聞きたいということばかりではなくて、代案を提起して、市民がそこから市民参加できるサポートを議会でもしてほしい、この3者が健全に機能することによって、つくばらしい市民参加ができるのかなという感じを今回5回、6回ほどの会議の中で感じたものです。

○座長 随分いろいろな意見が出ましたので、やっぱり「おわりに」で提言は出すという方向で。

それでは、次、市民公募委員の選考に関する要綱について、これはいかがですか。実質的なことというのは、市民公募委員の割合が3割ということだとか、

それから2期までとか、併任は二つまでというような、実質的にはそういうことで、あとは、ある程度形式的にどういうものについて、市民公募委員を募集するのかとかいうようなことがずっと書かれているわけですが、

○委員 参考までに、第4条第6号の市民公募委員が審議等を行うことがふさわしくないもの、参考までに、もしあったら例示をお願いしたいのが1点。それからもう1点は、第7条の第1号と第2号の違い。第1号は、在学、在勤、在住という全ての今回の市民の概念、第2号は住民に登録されているということが、いわゆる住民、市民という二つの整理をしているということで、間違いはないかどうかの確認であります。

○座長 この辺、事務局どうですか。4条の6、その他審議会の設置目的等により、市民公募委員が審議等を行うことがふさわしくないものというものの例示としてはどういうものがありますか。

○事務局 当初こちらを設定させていただいた理由というか背景といいますと、もう実際に区長さんですとか、その地区の代表の方が入っていると、その地区のことを議論することが設置目的になっているですとか、そういったことでもう既に市民という枠組みで捉えてもいいのではないかと入っているものという意味で、こちらを記載しているところでございます。ちょっとこの言い回しが多分ふさわしくないものという表現があるので、今の私の説明と乖離があるのではないかと懸念というか、ご指摘であれば、その文言は修正させていただければなというところではあるので、ちょっとそういったことで、この項目は設定させていただいています。

○事務局 一部追加させていただくと、市民公募委員という言葉を定義したものですので、第3条、市民公募委員とはというところで、募集を行って委員に選ばれた者という意味合いを入れたもの、4条の第6号の市民公募委員がふさわしくないということで、募集をかけて、選ばれた方というのを外すという意味合いがありまして、先ほどこちらからありました地区限定的なものとか、そ

ういったものを外したいという意図があったのですけれども。

○座長 具体的に、何とか審議会とか、何とか委員会とかという名前がありますか。わかりますか。

○事務局 小田城とか。はっきりと名前は覚えていないのですが、その地区的なもの。

○座長 お城でしょう。小田城址とか何とか、そういうものですか。

○事務局 そうですね。そちらの審議会があるのですが。

○委員 これ、設置目的等により、設置目的によってふさわしくないことがあるということなのですか。何か、何かしらの欠格条項があるからということなのですか。そうではなくて、もっと単純なことを言っているのですか。市外の人だったとかそんなことを言っているのですか。

○事務局 前者の欠格要件いうとあれですけれども、条件に当てはまらなかったといういのは、多分3条で。

○委員 言っていますからね。そうすると、設置目的には合わないというふうに考えると、これ非常に判断は難しいかもしれないですね。例えば、意見が対立している場合に、片方の人たちだけしか選ばれなかったなんて、これ大きな問題になるわけじゃないですか。そんなことあり得ないわけで。

○座長 では、これちょっと今は即答できなくても、恐らくその書いているときには特定なものがイメージされたのでしょうから、これはまた後で議論しましょうか。

それから、その次の第7条でしたか。1と2の違いですね。

○事務局 第7条の2号なのですけれども、市民公募委員の募集自体は在住、在勤または在学する者におけるということで定義はされているのですけれども、無作為抽出の場合は、住民基本台帳のほうから呼びかけていただくということになっております。

○座長 ということでよろしいですか。

○委員 はい。

○座長 そのほかにございますか。それでは、これはまた直して、それからあと、これ私もちょっと読んだところで、法律的な書き方としては、もうちょっと簡略化できるところもあるのではないかと思うので、この辺のところを法務のほうに見てもらうと。例えば、僕もこれ合っているかどうかわからないけれども、第3条で、この要綱において、市民公募委員とは、市内に在住し、在勤して、「し」は取ってもいい場合が多いのではないかと思うのですけれども、そういうところやなんかも含めて、文字の整理はしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

○委員 定義の3条のところは、なかなかその書きぶりが余りうまくないかなという気がしてしまっていて、一般的には、この市民公募委員は、この要綱に基づいて選ばれた審議会等の委員ということですよ。ですので、その選ぶ要件として、基本的には市内に在住、在勤、在学する者を選びますという順番になるので、ちょっと定義が循環してしまっているというか、ちょっと違和感があるなと思いながら見ていて。ただちょっとどう直せばいいかなと思いながら言えずにいたのですが。ちょっと修正が必要かなという気はします。

○座長 そういうところも含めて、内容は変えないように、わかりやすくしていくように、事務局のほうにおねがいしたいと思いますけれども。

では、そういうことで、次の議論に行きたいと思います。これで、このパブリックコメントに対応できるだけのいろいろな意見を出していただきましたので、それでまとめて出すようにいたします。

それでは、第2番目の議題に入りたいと思います。

第2番目の議題は、大規模事業の進め方に関する基本方針についてということですが、事務局のほうから、最新の状況を。何か、残していることはありますか、市民参加のほうについて。聞いておきたいこととか。よろしいですか。

はい、それでは、よろしくお願いします。

○事務局 （資料3，4に基づき説明）

○座長 どうもありがとうございます。

それでは、つくば市の大規模事業の進め方に関する基本方針案，それから要綱，これらについて，ご質問とかご意見はございますか。

どうぞ。

○委員 2ページの第4条のところ，つくば市大規模事業評価委員会，これどこにも外部という言葉が入っていないのですけれども，今のお話の中では外部というふうにおっしゃっていたので，どこかに明記しておいたほうがいいのではないかと思います。

○座長 すみません，どこでしたか。

○委員 2ページの第4条，評価の実施体制のところです。資料4です。実施要綱案のところの。

○座長 資料4の4条ですね。

○委員 せっかく外部とおっしゃったのに，文言として入っていないので，入れておいたほうが。どう違うのという感じになってしまう。

○座長 ご質問とかご意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 資料3の3ページの3の（1）ですが，第1段落の最後の文のところに，市から市民への積極的な情報提供が欠かすことができませんとなっているのは，やっぱり気になるので，そこはちょっと訂正していただきたい。

○座長 そうですね。そこは市から情報提供を欠かすことができません，ですね。

○委員 あと，同じところで最後の段落なのですが，このような取り組みが云々，プロセス全体に好ましい影響を与えられますという，誰にとって好ましいのか，みたいなことになりがちだと思うので，例えばですが，円滑に進める

ことにつながりますとか、ちょっとこの好ましい影響を与えられますという表現は改めたほうがいいと思います。

○座長 ほかに何かございますか。私のほうで気がついたのは、3 ページの目的の必要性で、行政経営により効率的、効果的に取り組むためにはというのは、ちょっとこれわかりにくいので、行政経営の視点から、効率的、効果的に事業に取り組むためには、事業を行う際にさまざまなというような、行政経営の視点から、それから事業に取り組むためには、「事業」と「取り組む」というところを。この二つは入れたほうがいいと思います。それから、その同じ目的のところ、この一番最後のところ、このようなことから、今後の大規模事業の進め方について云々、取り組んでいきますで、このようなことからのその後ろに、市では、今後の大規模事業の進め方について取り組んでいきますにしたほうが、市ではを入れたほうがいいと思います。あとは、余り細かい点は気がつかなかったのですけれども。まだこれ、今回、これは決定するというわけではないので、次回にこれを大体、私たちの案をまとめたいと思いますので、何かご意見など、ご質問あったら積極的に発言いただければ。

どうぞ。

○委員 評価結果の公表なのですけれども、公表された時点でこれは不適切であるという意見が寄せられてしまった場合はどうするのですか。もしもの話で申しわけないのですけれども。5 ページの評価結果の公表のところですね。不適切であるという、何かありますか。公表した時点で、意見がフィードバックとして、これ不適切なのではないかという意見が出てしまった場合は、この説明を徹底するだけで。

○事務局 ごめんなさい。どちらですか。

○委員 5 ページの一番下です。

○座長 5 ページの一番下。(2)の②の部分です。評価結果の公表。

○委員 これ公表して終わってしまっているのです、そこからの先で何か、もう

意見聴取はしない予定でいますか。それとも、それでも来るときは来ると思うのですけれども。4 ページの一番下に準ずるというふうに解釈してよろしいですか。

○事務局 この評価結果を公表しまして、皆さんの意見については、こちらでも 4 ページの一番下のところでは、意見に対しては、真摯な対応をとっていくということにしていますので、なるべくこういったことに関しても、意見に対するフィードバックは、していきたいというふうには考えております。そこまできちんと体制が整っておらず申し訳ありません。

○委員 市民から来た意見というのは、それは公表する予定ですか、それとも内部で説明して終わりにする予定ですか。

○事務局 そういったフィードバックをするということであれば、その意見も公表しないとそれはわかりませんので、それは対になっているものです。

○委員 わかりました。市民からの意見のところに、基本、公表するというふうな形にしておいたほうがいいかなと思います。意見を言うとなったら、言いつ放しの人が結構多いので。

○座長 どうぞ。

○委員 これは一つの事業に対して 1 回の評価というふうに考えていいのでしょうか。それとも、もしいろいろな問題点、変更点が出たときに、また再評価をしてということを繰り返すのでしょうか。再評価みたいなことについては書かれているのでしょうか。

○事務局 再評価につきましては、まだ明確にどの程度の事業の変更とかというのは検討している段階ではあるのですけれども、当初事業評価を行った後に、大幅な事業計画の変更、例えば、当初一つの施設を予定していたものがもう一つ施設の整備が必要になったりだとか、大きな変更が生じた場合には、再評価を行うということで考えております。あとは、当初予定されていた設置場所が違う場所に変更になるだとか。

様式第 1 号

○委員 評価のプロセスの書きぶりの問題なのではすけれども、現状その大規模事業の評価の実施方法の流れというのは、以前第 4 回の行政経営懇談会の参考資料 3 としてつけていただいた進め方の流れ、イメージというものに沿って進むと思うのですが、その流れが 6 条、7 条で書かれているのだとは思いますが、必ずしもその辺のプロセスがちょっとはっきりわかりづらい書きぶりになっているかなという気がして、具体的には、初めにこの様式 1 の評価方針をつくって公表して、それとともに、この内容を外部評価委員会に投げるのでしょうか。それと同時に評価会議にかけるのか。ちょっとその辺がはっきりわからない。

○委員 これはまだ生きているのですか、この進め方の内容。

○事務局 その考えでおります。

○委員 その外部評価委員会からの答申とかを受けて、最後に様式 2 の形で自己評価調書をつくるという段取りなのですかね。ちょっと大まかな流れはわかるのですが、この表の流れとこの規定ぶりがちょっとよく、対照関係がわからないのと、あと、評価会議と評価委員会がどういうふうはこのプロセスに関与するのかが、ちょっと明確ではない。

○委員 外部評価会議と内部評価会議、また外部評価会議に戻るという。

○委員 どの順番でどう進みますということのプロセスがこれを読むとわからないので、別に規定することで想定されているのであればいいのですが、これのみということであれば、もうちょっとその順番がわかるような条文のたてつけにしないと、なかなか難しい、根拠規定がこの図ですということになってしまうと、ちょっと困ると思いますので、そこを整理されたほうがいいかなという気がしました。

○委員 再評価もちゃんと書いていますね。もとに戻る。再評価。

○委員 委員のご指摘は多分、フローに落としておくと、自分たちも見過している部分とか手順の齟齬が見えてくる可能性もありますので、一旦フローに

落としてみられたらいかがでしょうか。そうすると、条文ができると思いますので。

○座長 これをね。要綱どおりフローに落としてみて、これ、どういう形で表現したら、フローに落とせるかという、それを検討してみてください。

○委員 ちょっと今のものに関連して、前の議論、全体の資料の1の議論と先ほど4段階という計画段階から、各段階ごとに、市民参加の評価をしますよということと、とりわけこの大規模事業は基本はそれにのっとるけれども、特出しして、この自己評価委員会と評価会議と、それから委員会というのを特出ししてつくりますよということと、多分整合しているのだろうと思うのですけれども、特出ししているだけ以外で。だから、そういう意味で、その今議論があったように、どういう段階でフローがわかりにくいと、前の議論とちょっと整合性がよくわからない。今回は特にもう計画の段階でちょっと問題だったよねという反省というか、きっかけがあったので、そこは特に書かれているのですが、途中で変更するということもあるよというようなことと、前のものとの整合性みたいなところを考えながら、ちょっと整理していただくといいかなと。やっぱり後のほうのことまで書いておいたほうがいいのかないかなという気もしますけれども。もうちょっと整理していただきたい。

○事務局 その辺ふまえて、フローとあわせてもう一度整理したいと思いますので、申しわけありません。

○座長 そのほか、この二つですね。基本方針と要綱について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 さっき言われた進め方の流れのフローチャートの中で、一番最初に積極的な情報提供と民意の把握というのがまずあるわけですよね。まずニーズというか、民意の把握がなければ、大規模事業というのもスタートもできないという書き方をされていて、その辺が非常に気になるのは、広島県福山の鞆の浦の

橋をかけるか、古い町並みを残すかという大規模事業が30年間全く進まないでストップしたわけですね。それちょっと勉強したのですが、まず民意ありなのです。ニーズがあった、地域住民からそういうニーズがあったのでというので、30年間押し通したのだけれども、一番最初に、ある地域の狭い範囲の人たちのニーズを取り上げて、それがずっと通っていった、もう少し広くしていくと、半々ぐらいになって、日本全国いろいろな人に話を聞くと、絶対古い町並みを残すべきだよねとなってしまうわけです。その辺で、その民意を捉えるときのその手法というのですか、最初のその近くの人たちとつくば市全部となると、また民意が変わってくるわけで、その辺の大規模事業を進めるときの一番最初のニーズ、民意の捉え方というのが重要だと思うのですが、その辺がうまく表現できているか。民意に従いと言で終わられてしまうと、例えば、区長会はみんな同じ意見です、区の人たちはいろいろな意見がありますというような形の進め方ですね。幾らでも後に問題を残してしまう。

○委員 民意って非常に大事だと思うのです。ただ、さっき申し上げたのですけれども、つくば市の市民、今回の市民は若干広いのですけれども、非常に多様でかつ流動性が高い、こういう中で継続的にまちづくりを積極的に進めるときに何が必要かという、やっぱり基本的な計画案、首長がかわろうがかわるまいが、やっぱり半世紀もしくは100年の体系を持ったまちづくりが一つあって、その基準がしっかり描かれているということが前提だと思います。時代とともに、民意、ニーズが変わるかもしれない。場合によっては、ニーズがないけれども、行政がニーズを喚起して、将来を見たまちづくりをしなければいけない。例えば、つくばだって、研究学園都市がなかりせば、TXなかりせば、万博なかりせばと、これはちょっと消極論になりますけれども、やっぱりその時々にもむしろ旗を立てて反対した人もいますけれども、結果として今つくばがこうしてられるのは、やっぱりいろいろな取り組みがあったので、それは必ずしも民意だけではなかったかもしれない。そういう議論ができる環境をしつ

かりつくっていく意味で、やっぱりビジョンをしっかりと示していく。それで、おっしゃったように、短期間的にはニーズって非常に大事だと思います。やっぱり長期、短期っていうものが、フレキシブルにミックスされて、まちづくりプランができ上がるということが大事なので、そういう意味では行政の責任、役割は非常に大きいなと思っております。

○委員 それで、事例から学ぶこととして、地域の住民討論会というのを何回も何回もやっているのです。意見が平行線で、なかなか折り合いがつかなくてということなのですが、途中から一つの問題が、一つのことで解決しないのではないかという議論になっていくのです。大規模事業で解決しようと思っていたら、それで全部解決できると思ってたらそうではなくて、小分けにして交通問題とか住民の福祉の問題だって考えていたら、小分けしていけば、違う方法もあるかもしれないというふうに、だんだん住民が変わっていった。だから、最初からすごく大事だというのは、討議したり、市民が、行政も含めてディスカッションする中で、解決方法も変わってきて、評価も変わってくるだろうということを言いたいのです。そこを何とか入れてほしい。じゃないと、本当、つくるかつくらないかで終わってしまう。今回の運動公園の話も、スポーツ振興をどうするのだ、何とかと、いろいろなことの課題については、ちょっと置いておいてとなってしまうましたよね。もっと違う方法もあったかもしれない。そういうところで、大規模になればなるほど、何か一か八かということではない方法に持って行ってほしいなと思います。

○委員 ちょっとその本題から外れてよろしいでしょうか。なるべくコンパクトにしますが、私がつくった資料の11ページを見ていただけると、これ22年と27年の国勢調査のD I D人口集中地区の変化なのですが、予測どおり松代5丁目、並木3丁目と公務員宿舎が先行して空洞化しているところ等がやっぱり変化しているのです。こういうことから考えると、既存の大規模事業について議論を収束させることは大いに賛成ですが、これ市民参加の本質って、大

規模事業プラス、もしくはそれだけではなくて、公務員宿舎の廃止の影響が今どう出て、この後都市整備をどうするか、竹園3丁目も含めて、そこでなぜその問題が進まないか、そこにどれだけ時間をかけられるのだと、無限にかけていいのかどうか、かけたときのリスク、誰がどうするのだという話もしかり、それから、つくば駅周辺の大規模商業施設をどうするか、こういう問題。あとは、大学のアリーナ建設、それだとすると、例えば、12ページ、13ページの資料を見ていただくと、つくばがいかに車社会かというのがわかるのです。これ、ちょっと22年の国勢調査ですが、基本的に車社会、ここに車を持ち込んでまちづくりを集中する、例えば、大規模商業施設は短時間に客は集まらないけれども、イベント用施設というのは、短時間に人が集まってくるのです。それが車で集まってきたときに、渋滞というリスクを予測して、どう取り組むかという議論も含めて、やっぱり市民参加というのは、市民が市民力を高めるために有効だと思います。あとは、自治体間の連携や合併、こういった問題も含めて、やっぱり大規模事業プラス施策全般で市民を巻き込んで市民力を高めていけるような施策運営ができるのは行政の力だと思うのです。そこは積極的に認識していただいて、この大規模事業を一つの皮切りとして、今回取り組んでいただきたいという思いがあります。

○座長 そのほかに、ご質問とかご意見はございますか。

それでは、4時半までに終わればということだったのですが、最初のほうに時間を使ってみんな疲れてしまったので、それほど多くの議論はできませんでしたが、次回もありますので、この大規模のほうはもう一度丁寧に読み込まれて、その次のときにまたやりたいと思います。

それで、あと、さっきの市民参加のほうについては、今まで聞いた意見なんかを全部取り入れて、私と事務局のほうで一応パブリックコメントに付けるものを準備したいと思います。それでよろしいでしょうか。そのあと、パブリックコメントを経て、もう1回最後に成案に近いものを3月ぐらいに出すわけ

ですね、そういうことになると思います。

どうぞ。

○委員 一言。パブコメが終った後、我々の関与は限定的ですよね。もはやそこに手を入れる余地はなくて、パブコメの結果を教えていただくことの理解でよろしいですね。

○座長 それがかかわって、それが反映されたりすれば。

○事務局 それに対する市の考え方を整理しまして、皆さんにお示しいたします。

○委員 そうですね。我々が聞き手に回るということでよろしいですね。わかりました。

○座長 事務局のほう、何かございますか。何か、では。

○委員 パブリックコメントが始まる前に、その文章が送られてくるというようなことはない予定ですか。

○事務局 皆さんにパブリックコメントをやる前に、先ほどありましたように、今日の意見を踏まえまして、座長とやりとりをして、修正をしたものを皆様にはお送りしたいと思います。

○座長 それでどうも違うというのであれば、また意見として出されることは出せますよね。仮に、パブコメに出すものが決まったとしても、それだったら少数意見でも出して、出すようにしてもいいかもしれません。

それでは、事務局のほう、何かございますか。

○事務局 （今後のスケジュールについて説明）

○座長 では、3月に第7回をやりましますので、皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので、私と事務局のほうで本日の意見を踏まえて作業を進めていただくようにしたいと思います。どうも本日は長い間ありがとうございました。

様式第 1 号

平成29年度第6回行政経営懇談会委員からの意見と対応方針

参考資料2

区分		御意見等	対応方針
市民参加指針 はじめに	4段落目	「市民を中心とした」という表現は違和感を覚えるので、「市民自治を基調とした市政運営を行う」などの表現にした方が、住民自治を入れたいという意見も反映できるのではないか。	御意見のとおり修正します。
	1段落目	「近年、」の後に「つくば市では」または「本市では」といれるべきではないか。	御意見のとおり修正します。
	1段落 2行目	「一方で周辺部においては～。また中心部においては～。」という構造を「一方で中心部におういては～。また周辺部においては～。」とう流れに変えてはどうか。都市開発の話が最初にあるので、中心部を先に持ってきた方が流れとしてわかりやすい。	御意見のとおり修正します。
	1段落 2行目	「地域コミュニティが次々と誕生しています。」とあるが、実感として街並みができて来ているレベルで、地域コミュニティの形成まではいっていないような気がする。	修正はありません。
	1段落 3行目 4行目	「人口減少と高齢化に伴う諸課題」とあり、4行目には「大型商業施設跡地などの問題」とあるが、課題と問題という言葉はどう使い分けているか。	問題があり、解決していかなければならない課題があるということで使い分けています。
	2段落目	「これらは山積する課題のほんの一部に過ぎません。」は前の段落と一続きにし、「市制30周年を迎え、～」から段落を変えるべき。	御意見のとおり修正します。
	4段落 2行目	「市民に寄り添う市政を実現し」を取ってしまったても良いのではないか。「市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていく」となるならば市民に寄り添う市政は無くてもよいのでは。	御意見のとおり修正します。
	4段落 6行目	「市民と対話する機会」とあるが、行政と市民が対立関係にあるように読めてしまう。例えば「市民が関与する機会」などにしては。	対話するということは重要ではないかとの委員御意見により、修正はありません。
	4段落 6行目	「市民と対話する機会」について、対話は重要なプロセスであると思う。双方向でのやりとりという表現として合っていると思う。	
市民参加指針 2市民参加とは (2)市政への市民参加		「②市民が主体的にまちづくり活動に取組むこと」としたい。まちづくり活動という非常に幅広い範囲を示す言葉を使っているので、「自主的」ということばより「市民が主体的に」という言葉が適切であると思う。	御意見のとおり修正します。
市民参加指針 2市民参加とは (3)市民参加を実施する事業		「なお」以降も市民参加であると言えると思う。意思決定後の周知や説明もある種の市民参加を行っているといえる。 対象事業を絞るという発想は今まで全くなかった、むしろ幅広くできる限り市民参加を実施しようというものだったと思うので、対象は設けなくてもいいのでは、もし設けるのであればなるべく広い範囲をとるべきだ。 市民参加を実施する対象事業は市民の関心の高い事業やいわゆる市が行う事業であって、なお、パブリックコメントの対象も範囲になる、という書き方が良いと思う。 懇談会の意見としては1～4の例示をいれず、対象は市政全般とする。 評価のことを考えると、現場の人は実施対象を決めてほしいと思う。 対象事業が1～4だと今まで市民参加が推進される前と変わらないものになってしまう。今までとはちがう、対象が広がったんだということをどこかに書いておかないといけない。	「2（3）市民参加を実施する事業」の項目を除き、「4 市民参加の実施」項目に「特に、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業については、積極的に取組んでいきます。」という文章を加えます。

		実施する事業は全て、とってしまうのでいいと思う。 市民を在住在勤在学する人とする、短期間に転入転出する人が介在しているつくば市での市民参加は実効性はあるのか、という懸念はある。	
市民参加指針 5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証		検証を行政経営懇談会で行うとあるが、各事業で計画があると思うが、それぞれ全部につき一旦市民参加ができているか目を通していただきたい。行政経営懇談会で全ての事業を見れるわけではないので。 全ての事業について専門的な目を通すのは難しい。まずは自己評価をしっかりとっていただき、市民の関心の高い事業を懇談会で評価するなどにした方が現実的である。そこを明文化するのはいいと思う。 行政経営懇談会では、市民参加に重点的に取り組んでいる事業について評価する、など評価方法について少し言及した方が良くもしい。全てを評価できるわけではないので。	行政経営懇談会での検証方法については検討していきます。
	2 段落 2 行目	「つくば市民意識調査の結果を指標とします。」とあるが、「つくば市民意識調査の結果などを指標とします。」として、ほかのものが指標になる可能性を残しておいた方が良くと思う。	
市民参加指針 別表	市民討議会	2 無作為抽出による市民討議会について 無作為抽出された人たちの中で意見を集約して合意形成を目指すのは難しいと思うので、無作為抽出した市民で行うこともある、という書き方にした方が良くと思う。	実施手法名を「市民討議会」とし、概要から「合意形成」を除いて修正します。
市民参加指針 おわりに		主な実施手法は行政主体の手法なので、場合によっては市民の側から事業の提案などができるような制度の確立を目指すという趣旨のことをおわりにに入れてほしい。 これまでの議論であやふやになってしまったことを今後検証の段階で追って考えていくということも入れてほしい（市民主体の市政についてなど）	第 1 回から第 6 回までの行政経営懇談会での意見を参考とします。

委員からの意見と対応方針（庁内検討会議及び行政経営懇談会）

区分		御意見等	対応方針（考え方）
大規模事業基本方針 1（2）目的（必要性）	1 段落 1 行目	「行政経営により効率的～」→「行政経営の視点から、効率的、効果的に事業に取り組むためには～」。4 段落 1 行目「このようなことから、市では、今後の～」としてはどうか。	意見を踏まえ、全体的に文章を整理します。
大規模事業基本方針 3（1）民意の適切な把握		2 ページ（2）目的の 3 段落 3 行目「市民生活への影響が大きい」と 3 段落 1 行目「市の財政に与える影響も大きく」との具体的な違いは何か。	大規模事業は市財政に与える影響が大きいと、他の市民サービス（市民生活）事業へも影響されるという意味で「市の財政や市民生活への影響も大きく」に統合し修正します。（分けて記載していたため、違いについて疑義が生じたと思います）
		3 ページ（目的）の 3 段落 3 行目の大規模事業は「市民の関心が高い上」と 3 ページ（1）積極的な情報提供及び民意の適切な把握の大規模事業への「関心を持ってもらい」4 ページの①適切な市民ニーズの把握の「市民の関心の度合いはさまざまであるため」と内容に一貫性がないように感じられる。	大規模事業への市民の関心は高いと考えられるため、「市民の関心が高い上」は修正せず、「関心を持ってもらい」と「市民の関心の度合いは様々であるため」は削除し、文章を整理します。
		検証結果報告書では「民意」の把握としているが、基本方針の 3 ページ（1）積極的な情報提供及び民意の適切な把握の 1 段落 2 行目では「市民意識の把握」としている。	「市民意識の把握」を削除して「常に民意を適切に把握していく」に修正します。
	1 段落 3 行目	「情報提供が」→「情報提供を」に修正すべき	全体的に文章を整理し、修正します。
		大規模事業のスタートとして民意の把握とあるが、どの範囲の人からの民意・ニーズを把握、反映するのかを考えた方がよい。その事業により影響を受ける範囲の住民なのか、つくば市民全体なのか。	考え方として、P 4「②適切な市民ニーズの把握」の「事業の目的や内容に応じた有効な手法を選択し、幅広い市民参加を求めることで、適切な市民ニーズの把握する。」の中で、対象となる市民についても適切に把握していくことを考えています。
大規模事業基本方針 3（1）②適切な市民ニーズの把握		適切な市民ニーズ把握ですが、「市民参加」の内容を述べているのでは。	「市民ニーズを把握する」内容に文章を修正します。
大規模事業基本方針 3（1）③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり		単にパブコメについて述べているにすぎないように思える。違いはあるのか。	パブコメに限らず、様々な手法を用いて実施する場合もパブコメと同様の考え方で手続きが必要と考えています。
大規模事業基本方針 3（2）①事業評価の考え方		事業評価の考え方の中で「鑑定評価」についても言及しているが、収用でもない限り、土地の売買は民間の私的契約であり、「鑑定評価」はあくまでも目安にすぎない。 「不動産鑑定士」の結果を判断すると、これでいいといえるような区切りを設けることはできず、切りがない。どれが正しいのか判断できない。	鑑定評価のルール化の考え方について 鑑定評価結果はあくまでも取得する際の参考価格として考えています。庁内には鑑定評価を依頼する際の統一したマニュアルがないため、他市事例を参考に鑑定評価依頼の実施要領（マニュアル）を作成し、全庁的に統一した手続きで行えるようにしたいと考えています。
大規模事業基本方針 3（2）②評価結果の公表		公表した時点で不適切であるという市民意見が出た場合は、市の説明責任を徹底するだけか。	考え方として、 評価委員会では、評価の中で基本構想（事業計画）に対する民意を確認し、それを踏まえた上で評価を行います。評価委員会は市民を含めた第三者的な委員会であり、そこで出された評価結果に対する市民意見は求めておりません。しかしながら、寄せられた意見に対しては真摯に対応すべきと考えますので、次のステップ（基本計画等の作成）で反映できる意見は反映させていくべきと考えます。
大規模事業基本方針 方針全体		大規模事業評価を進めていく上でいただいた市民意見は基本的に公表します、というのを明記しておくべき。	構想策定時に寄せられた意見と市の考え方について、答申及び市の対応方針と併せて公表します。

大規模事業評価実施要綱	第4条 → 第7条	つくば市大規模事業評価委員会が外部だということがどこにも入ってないので、文言として入れてはどうか。	修正します。（名称に「外部」を追記）
	第5条	第5条中1号，2号では「視点」の言葉が共通しているが，3号，5号は別の言葉が使われている。	法務課と協議し，書き方を整理します。 （評価項目として，確認すべき評価の項目（視点）を記載したものであり，言葉を一致させなければならないものではない。）
	全体	文末がほぼ「ものとする」になっている。 「ものとする」は言い切り型に比べて，原則とか弱めの言い方だと思う。	他市の要綱の記載例を参考にし，「ものとする」とします。
		大規模事業評価の流れが要綱から読み取れない。 評価会議と評価委員会がプロセスにどう関わるのかが分からない。根拠規定を整理した方がいいと思う。	評価を流れ（評価のフロー）に合わせて整理します。
		要綱を一度フロー図に起こしてみることで，流れができているか確認してみるといいと思う。	作成します。

パブリックコメント意見の概要及び意見に対する市の考え方

1 パブリックコメント意見件数

指針 … 5人から17件

要綱 … 3人から18件

2 つくば市市民参加推進に関する指針（案）

○ 指針全体

No.	意見概要	市の考え方
1	本指針が市役所の各担当で確実に実行されるようにしてほしい。	庁内で十分に周知し、市民参加を推進していきます。
2	仕事をしていない人や、主婦、高齢者だけの意見を聴くのではなく、昼間は働いている人等の意見も汲取れるように工夫してほしい。	「3（2）参加しやすい環境づくり」で示しているとおり、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけるとともに、より簡易に参加できる市民参加の手法を検討し、取り組んでいきます。
3	市長への手紙をインターネットで受付けるほか、市民の利用が多い公共施設、商業施設、病院、学校等に市長への手紙のポスト設置等を行ってほしい。	市ホームページから「市長へのメール」が送信できるほか、「市長へのたより」の専用はがきを、市庁舎及び各窓口センターをはじめ、市内各地の公共施設で配布しており、郵便ポストから送付することができます。 なお、現在、市民から市に寄せていただく意見等には、個人情報やプライバシーに係わる内容が含まれるケースが多い傾向があります。市の施設以外の場所に意見を集めるポストを設置した場合、情報の漏洩等のリスクが懸念されるため、現時点ではポストの設置は考えていません。

○ 1 指針の目的

No.	意見概要	市の考え方
1	1行目の「市民参加の推進」が何に対するものか示されていないため、「本指針では、市政への市民参加の推進に関する～」とし、「市政への」を明示すべきかと考える。 または「本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的に、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示します。」としてはどうか。	市民参加には二つの側面があるということをして「2（2）市政への市民参加」において定義付けていることから、目的の冒頭では「市政への」を加えず、「市民参加の推進」とします。

○ 2(1)市民 【修正あり】

パブリックコメントではありませんが、団体の前に法人を加えるという意見があったため、修正しました。

No.	修正前	修正後
1	2 ページ 2（1）市民 本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。	2 ページ 2（1）市民 本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする<u>法人</u>、<u>団体</u>、<u>組織</u>（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。

○ 2（２）市政への市民参加 【修正あり】

No.	意見概要	市の考え方			
1	2 段落目の「市民参加を『①市民が直接的に市政に参加すること』とします。」を厳密に表現する必要がある。「市民参加のうち『①市民が直接的に市政に参加すること』を対象とします。」と修正してはどうか。	御意見のとおり修正します。			
	<table><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr><tr><td>2 ページ 2 （2）市政への市民参加 本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加を「①市民が直接的に市政に参加すること」とします。</td><td>2 ページ 2 （1）市政への市民参加 本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加の<u>うち</u>「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。</td></tr></table>	修正前	修正後	2 ページ 2 （2）市政への市民参加 本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加を「①市民が直接的に市政に参加すること」とします。	2 ページ 2 （1）市政への市民参加 本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加の <u>うち</u> 「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。
修正前	修正後				
2 ページ 2 （2）市政への市民参加 本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加を「①市民が直接的に市政に参加すること」とします。	2 ページ 2 （1）市政への市民参加 本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加の <u>うち</u> 「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。				

○ 2（３）市民参加の４段階 【修正あり】

No.	意見概要	市の考え方			
1	市民参加を「共有，理解」を加えた4段階とする意味をよりわかりやすくするため，「市政への市民参加を『共有，理解』を第1段階として加えた4段階とし」と修正してはどうか。	御意見のとおり修正します。			
	<table><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr><tr><td>2 ページ 2 市民参加とは (3) 市民参加の4段階 3 段落目 そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有，理解」を加え，4段階とし，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。</td><td>2 ページ 2 市民参加とは (3) 市民参加の4段階 3 段落目 そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有，理解」を<u>第1段階として加えた4段階とし</u>，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。</td></tr></table>	修正前	修正後	2 ページ 2 市民参加とは (3) 市民参加の4段階 3 段落目 そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有，理解」を加え，4段階とし，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。	2 ページ 2 市民参加とは (3) 市民参加の4段階 3 段落目 そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有，理解」を <u>第1段階として加えた4段階とし</u> ，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。
修正前	修正後				
2 ページ 2 市民参加とは (3) 市民参加の4段階 3 段落目 そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有，理解」を加え，4段階とし，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。	2 ページ 2 市民参加とは (3) 市民参加の4段階 3 段落目 そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有，理解」を <u>第1段階として加えた4段階とし</u> ，常に「共有，理解」を図りながら，「企画・立案，計画」，「実行」，「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し，実施していきます。				

○ 3（１）情報の積極的な発信

No.	意見概要	市の考え方
1	行政からの一方的な発信と読める。 「市民の求めに応じて、必要とされる情報を公開することとする」と、情報公開についても言及が必要ではないか。	情報公開については、「つくば市情報公開条例」に基づき既に取り組んでいます。 ここでは、市民の求めがなくても、常日頃から積極的に情報を発信していくことを示しています。

○ 4 市民参加の実施

No.	意見概要	市の考え方
1	行政が主語であるならば、中題は「市民参加の実施」ではなく「市民参加の推進」が適切ではないか。	ここでは、「市民参加の４段階」において、市民が市政に直接的に参加するための具体的な手法の実施を示すことから、「市民参加の実施」としています。
2	１段落目で「最適な市民参加を実施していくことを目指します。」とあるが、どのような状態を最適とするのか、判断基準を明確にできないのではないか。 「最適」、「実施」という表現をやめ、「市民参加を推進します。」ととどめてはどうか。	事業の分野や内容・性質などに応じて、最も適した手法を実施することを目標としています。

○ 4（１）共有，理解

No.	意見概要	市の考え方
1	情報公開についても明示することが必要ではないか。	「3（１）情報の積極的な発信」の回答と同様に、情報公開については、「つくば市情報公開条例」に基づき既に取り組んでいます。 ここでは、「共有，理解」段階で実施する具体的な市民参加手法について示しています。

○ 4（２）企画・立案，計画

No.	意見概要	市の考え方
1	審議会等を行政の通常の勤務時間で行うと、市民の参加するハードルが高くなる。「市民が委員等として参加しやすい曜日・時間での開催に取り組む」という記述があることが望ましい。 その場合は、行政職員の業務負担が高くなる。	指針３ページの「3（２）参加しやすい環境づくり」において「市民が置かれている状況を十分に考慮した上で、市民参加の取組を行う『時間』や『場所』を決定するなど、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。」と記載しているとおり、

	なる懸念もあるため、柔軟な勤務時間等、行政職員の就業体系の見直しも必要と考える。	市民が委員等として参加しやすい環境をつくることを市民参加の推進に関する基本的な考え方の一つとしています。 参加しやすい環境づくりは、4段階全てに関係するものであり、各段階において十分に検討し、取り組んでいきます。 職員の業務負担については、参考とさせていただきます。
--	---	--

○ 5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証

No.	意見概要	市の考え方
1	4段落目の検証期間について、社会環境の変化に対応するために3年にするなど、期間をもう少し短くすべきではないか。	隔年で実施するつくば市市民意識調査の結果を指標の一つとした場合、3年以内では指針施行開始時に十分な検証を行うことができないと考えます。「5年を超えない期間ごと」とあるとおり、今後市民参加推進の取組を進めていくなかで、3年で検証を行うこともできることから、「5年」とします。

○ 別紙 市民参加の手法 【修正あり】

No.	意見概要	市の考え方			
1	市民からの提案による市民発の話し合いの機会として「市民集会」を加えてほしい。	本指針では、「市民が直接的に市政に参加すること」を市民参加としていることから、ここでは行政が実施する取組について記載します。			
2	「アンケート調査」はサンプルの取り方によって強い恣意性を持った結果が導かれることから、効果的な手法であるとは言いがたい。 また、方法によっては客観的なデータとなり得ないため、概要を見直すべきである。	御意見のとおり修正します。			
	<table><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr><tr><td>7 ページ 13 アンケート調査 アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査です。行政にとって</td><td>7 ページ 13 アンケート調査 アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査であり、市民にとつ</td></tr></table>	修正前	修正後	7 ページ 13 アンケート調査 アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査です。行政にとって	7 ページ 13 アンケート調査 アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査であり、市民にとつ
修正前	修正後				
7 ページ 13 アンケート調査 アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査です。行政にとって	7 ページ 13 アンケート調査 アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査であり、市民にとつ				

	は，市民意見を反映した政策の形成や評価を行う上で効果的な手法であるとともに，市民にとっても用意に参加できる手法です。	でも用意に参加できる手法の一つです。
--	---	---------------------------

3 つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）

○ 要綱全体

No.	意見概要	市の考え方
1	市民委員の立場，提出される意見の扱いを明確にしてもらいたい。市民委員の立場，会議で示した意見の扱いを要綱中で明記することが望ましい。	この要綱は，附属機関の委員及び懇談会等の構成員の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を定めるものであり，市民委員の立場や意見の扱いを要綱中で明記することは，要綱の趣旨と異なります。 市民委員の役割につきましては，各附属機関及び懇談会等の設置要項等において定め，募集段階で示します。

○ 第1条（趣旨）

No.	意見概要	市の考え方
1	冒頭で，この要綱の位置付けを明確にする必要があると考え，「市民参加推進に関する指針に基づき」を入れることを提案する。	「つくば市市民参加推進に関する指針（案）」は市民参加の推進に関する考え方や方向性を示すものであり，本要綱は直接，当該指針に基づくものではありません。

○ 第5条（委員等候補者の登録）

No.	意見概要	市の考え方
1	委員等候補者の名簿作成のために無作為抽出する者の数は，何人を考えているか。	他自治体の事例を参考に，平成 30 年度は 1,000 人の抽出を予定しています。

○ 第6条（市民委員の委員等に占める割合）

No.	意見概要	市の考え方
1	「ただし，これにより難しい場合は，この限りではない。」は，どのような場合か。	附属機関及び懇談会等の目的や委員定数を考慮し，より専門的な意見を必要とする場合又はより多くの市民委員の参加を求める場合などを考えています。

○ 第7条（委員等の選考方法の選択）

No.	意見概要	市の考え方
1	第4条の市民募集と第5条の無作為抽出のいずれかを選択する際の基準、ルールはどのようなになるか。 委員等の選考方法の基本は「市民募集」であると考え、そのことを標記した上で、第5条による任命又は選任について書くことが望ましい。 無作為は応募がなかったときに行うべき。	つくば市における市民委員等の任命又は選任の基本は「市民募集」であると考えています。 ただし、附属機関及び懇談会等の目的や性質によっては、幅広い層の市民の参加を必要とする場合もあるため、応募がなかったときのみ無作為抽出を行うことはせず、各附属機関及び懇談会の目的や性質に沿った任命又は選任方法を検討していきます。
2	第5条によって委員等候補者から選任する場合、選考を行う担当部署の長とは誰か。	各課等の長を指します。
3	第7条の委員等の選考方法の選択において、第5条の規定による委員等候補者として登録された者のうちから任命又は選任する場合、選択の基準はどのように決めるのか。	候補者の希望する分野を考慮した上で就任依頼をし、承認いただいた方から任命又は選任を行います。

○ 第8条（委員等の選任等留意事項）

No.	意見概要	市の考え方
1	「市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは」を「市民委員を任命し、又は選任するときは」と簡略化する。簡略化した場合は（3）（市民委員に限る）は必要ないと思う。	この要綱において「市民委員」とは「市民のうちから募集して委員等に任命し、又は選任する者」をいいます。第8条は「市民から委員等を選任する」という段階での規定となるため、「市民委員を任命」とすると表現に矛盾が生じます。 また、この要綱では市民委員としての併任を2つまでと定めています。「市民委員に限る」を除いた場合、有識者及び団体の代表者等として委員となっている市民の併任も2つまでとされるため、ここでは「市民委員に限る」という表現が必要となります。
2	「市民のうちから市民委員等を任命し」とあるが、市民委員以外の場合はあるか。	第8条では、「市民のうちから委員等を任命し」と定めています。 この要綱において「委員等」とは「附属機関の委員及び懇談会等の構成員」をいいます。
3	職員及び議員だけでなく、職員、議員の家族、有識者として参加する委員の家族及び同一の組織に所属する人も任命・	この除外規定は、職員及び議員を市民代表として「市民委員」に含むことのないように定めています。利害関係を考慮した除外ではない

	選任から外すべきではないか。	め、一市民である職員及び議員の家族等について除外する規定は設けません。 ただし、附属機関及び懇談会等の内容や性質によっては市民委員等の対象を限定する場合もあると考えています。その際は、各附属機関及び懇談会等の委員募集要項で対象を定めます。
--	----------------	--

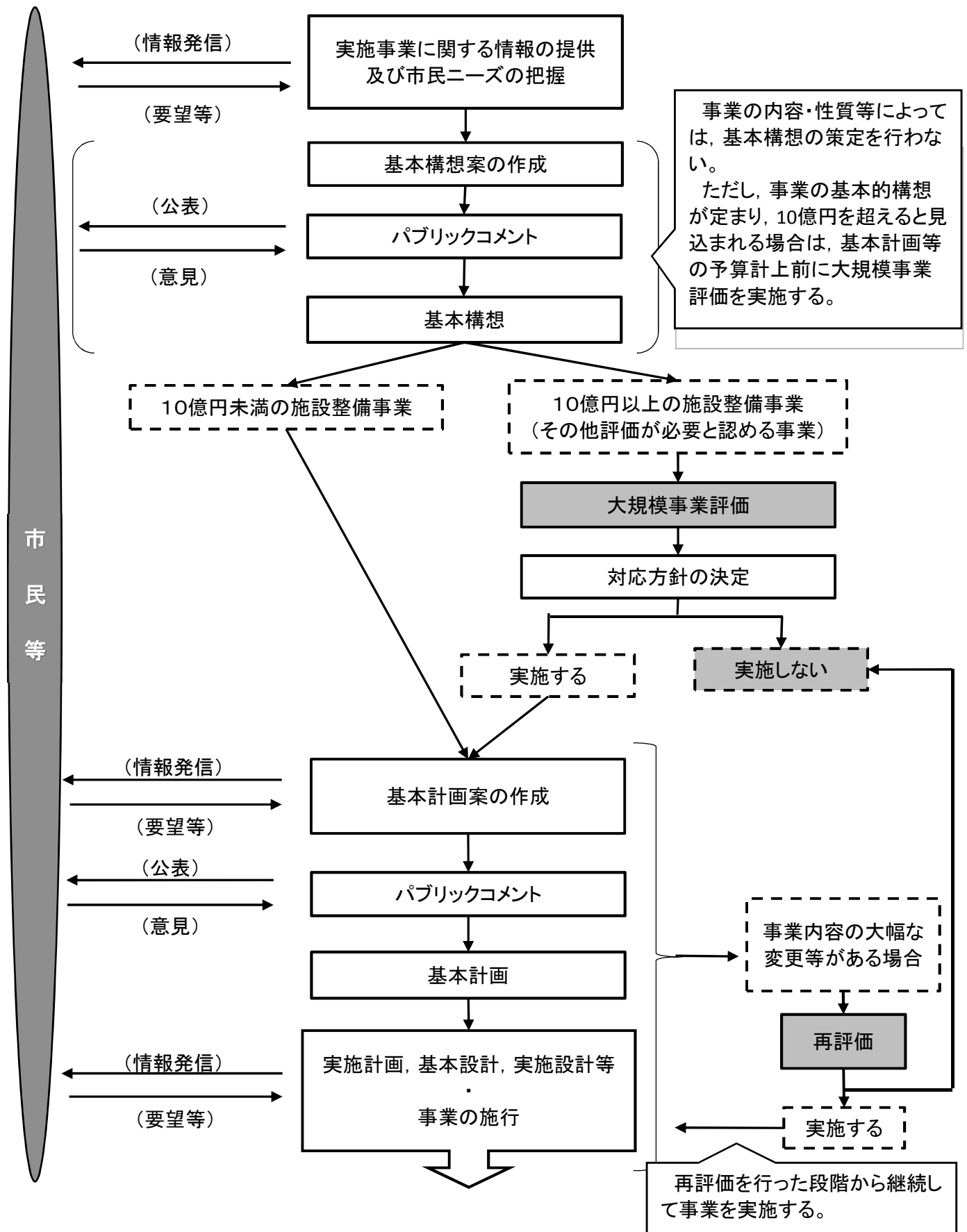
○ 第 10 条（委員等の再募集）

No.	意見概要	市の考え方
1	第 10 条に基づき、再募集を行う場合の選考方法及び選考基準はどのようなものか。	再募集については第 10 条で定めたとおり、第 4 条の規定による委員等の市民募集又は第 5 条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任をします。 第 4 条の規定による市民募集を行う場合の選考方法及び選考基準につきましても、第 4 条 2 項及び 4 項の規定のとおりです。
2	第 10 条の委員等の再募集において、第 5 条の規定による委員等候補者として登録された者のうちから任命又は選任する場合、候補者名簿からどのような方法で選ぶのか。	第 7 条における委員等候補者の任命又は選任と同様に、候補者の希望する分野を考慮した上で就任依頼をし、承認いただいた方から任命又は選任を行います。

○ その他

No.	意見概要	市の考え方
1	パブリックコメント本文（要綱）にページ番号がない。	今後同様のことがないよう留意します。

大規模事業実施の流れ(イメージ)



大規模事業評価の流れ(イメージ)

参考資料5

